

平成28年9月第3回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 平成28年9月5日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 小山栄治
8番 木村利晴
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 小高良則
14番 川上雄次
15番 林政男
16番 新宅雅子
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 石井孝昭
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

13番 湯浅祐徳

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	勝 又 寿 雄
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	和 田 文 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	廣 森 孝 江
-------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
-----------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 崎 義 之
-------------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江

主 査 須賀澤 勲
主 査 補 嘉瀬 順子
主 任 主 事 醍醐 文一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成28年9月5日（月）午前10時開議

日程第1 八街市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第2 一般質問

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

次に、本日の欠席の届出が湯浅祐徳議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、八街市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を議題とします。

本件につきましては、平成28年6月3日付で選挙管理委員会委員長より、地方自治法第182条第8項の規定に基づき、9月29日をもって現在の委員及び同補充員が任期満了となる通知があったことにより、次期委員及び同補充員の選挙を行うものです。

地方自治法第181条第2項及び第182条第2項の規定により、選挙管理委員及び同補充員はそれぞれ4名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

八街市選挙管理委員に、八街市文違301番地、加瀬 昭さん、八街市四木116番地、田上明男さん、八街市八街ろ119番地、中村和雄さん、八街市八街に458番地58、長谷川嘉男さんを指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました加瀬 昭さん、田上明男さん、中村和雄さん、長谷川嘉男さん、以上の方が八街市選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員については、委員に欠員が生じた場合の補充の順位を議長の指名順にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。八街市選挙管理委員の補充員に、第1順位、八街市八街は3番地48、佐藤邦弥さん、第2順位、八街市八街ほ967番地43、森川和雄さん、第3順位、八街市八街へ381番地2、篠塚信幸さん、第4順位、八街市砂159番地、菅野喜男さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました佐藤邦弥さん、森川和夫さん、篠塚信幸さん、菅野義男さん、以上の方が順位のとおり八街市選挙管理委員の補充員に当選されました。日程第2、一般質問を行います。

一般質問は議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いいたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、公明党、新宅雅子議員の代表質問を許します。

○新宅雅子君

おはようございます。公明党の新宅雅子でございます。今回の東北、北海道に大きな爪跡を残しました台風10号、また大風、大雨等で亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、大きな被害を受けた八街市の皆様にも心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。

私は、1、定住促進について、2、防災について、3、健康についての3点を伺います。

最初に、定住促進について伺います。全国的な問題ではありますが、少子高齢化の大波は八街市にも容赦なく押し寄せてまいりました。農業を基幹産業とする我が市の魅力が失せつつあります。生産年齢人口の減少は、地域経済に大きな影響を及ぼし、生活の活力を低下させてまいります。子育て世代の定住は、将来にわたって住民福祉を推進していくためには喫緊の課題と考えます。

そこで質問いたします。特に子育て世代の定住促進が大切と考えますが、今後の展開を

伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、子育て世代の定住促進のため、こども・子育て支援事業の充実を図っており、市内には公立保育園に1カ所、私立保育園内に2カ所、私立認定こども園内に1カ所の計4カ所に子育て支援センターを設置し、保育士が妊娠中の方や子育て中の親子の不安や悩みについて相談に応じているほか、子育て中の親子にふれあいの場を提供したり、育児情報等の発信をしております。

また、平成27年8月に開設しました親子サロン「ひまわり」におきましても、子育て支援センターと同様に妊娠中の方や子育て中の親子を対象として交流の場を提供するとともに、子育て支援サポーターによる子育てに関する相談や子育て情報の提供などを実施しているほか、昨年10月より開始いたしました保護者を会員として保育施設等への送迎や急な外出のときに子どもを預かるファミリー・サポート・センター事業も実施しております。

そのほかの事業といたしましては、放課後及び土曜日に児童を保育する人がいないときに児童をお預かりする児童クラブを市内9カ所の施設で実施、乳幼児のロタウイルス感染による胃腸炎を予防するワクチン接種への助成、子ども保険の向上と子育て世代を支援する子ども医療費助成事業の推進、先の定例会で答弁しました妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設立を視野にした母子保健関連事業の推進など、今後も引き続き子育て世代の定住促進のため、魅力ある子育ての支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

どうもありがとうございました。今、市長のご答弁にありました子育て世代包括支援センターへも、ぜひ来年度ぐらいには実現していただきたいと強く強くご要望をいたします。

それから、再質問させていただきます。先日、千葉みなとにあるオークラ千葉ホテルに行く機会がありました。そこには1階のロビーに千葉県各地のいろいろなパンフレットが並んでいました。その中で、八街のものとしては「るるぶ八街」とか、あと「落花生の郷やちまた」というようなパンフレットが5種類前後ありました。これは決算の主要施策の説明書、今ちょっと置いてきましたけど、24ページに移住定住促進事業というのがあります。私も定住促進のことでもお聞きしていますので、移住定住促進事業費というのがあります、1千992万5千円というのがありました。その中で、パンフレット幾らとかいろいろあるのですが、パンフレットは各地いろんなところに置いていらっしゃっているんだと思いますが、プロモーションビデオ作成というのがありました。プロモーションビデオは私もいただきました。みんな議員は持っている、見たりしていると思いますが、それは議員が個人的に見るというのではなくて、定住促進としてどういう使い方をするのかお聞きいたします。

○総務部長（武井義行君）

本市の人口減少の抑制を図る、それから移住定住の促進を図る事業ということで、昨年度

国の地方創生の補助金を活用いたしまして市のプロモーションビデオを作製したところがございます。このプロモーションビデオにつきましては、配布用といたしましてDVDを2千700枚ほど作成しております。配布先につきましては、東京23区ですとか、また各種報道機関、それから市内にあります保育園ですとか幼稚園、学校などにも配布しておりますし、都内で開催されております移住定住の相談会などにも参加しまして、本市のイメージづくりを行うために活用しているところがございます。引き続き、今後もいろいろな機会を捉えまして移住定住の促進に向けてこのプロモーションビデオを有効に活用していきたいと考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございます。よくわかりました。

次の質問ですが、定住促進基本計画の策定が必要と思いますが、これは作っているところや作っていないところとかいろいろありますが、きちんと作成している市町村もあると聞いております。定住促進基本計画の策定を作るといことで、八街市はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

定住促進基本計画は、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、地域活力の低下などの課題に対し、将来を見据え、独自のサービスを提供して住民から選ばれる街づくりを行うための計画として、各自治体において策定しているものと認識しております。平成26年11月に国においては、まち・ひと・しごと創生法が成立し、国と地方が一体となって人口減少に歯どめをかけ、地方に活力を取り戻す地方創生の取り組みがスタートしたところであり、本市におきましても、昨年12月に具体的な施策をまとめた八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、推進しているところであります。人口減少対策と地方創生という視点では、総合戦略と定住促進基本計画とはその目的が同じであることから、本市におきましては、総合戦略の着実な推進を図ることで、少子化問題や地域の活性化の課題を克服することとし、現時点では定住促進基本計画の策定の予定はございません。

しかし、人口減少と地域の活性化の課題は本市の最重要課題の1つであることから、今後策定が予定されております総合計画の後期基本計画と、新たな総合戦略の計画の始期が同時期の平成31年度からとなりますので、これらを策定する際には定住促進計画を組み込むことができないか検討してまいりたいと思っております。

○新宅雅子君

ありがとうございます。八街市から転出する方もたくさんいますが、八街に転入してくる方もたくさんいらっしゃいます。なぜかと言えば、新しいうちというのがたくさんできています。八街に転入してきた方がずっと八街に住んでいただけるように市の方向性をやはり明確に定めていただければいいかなと思います。31年にそういう機会があるというふうに、今、市長がおっしゃられました。平成31年には新しい定住促進基本計画もともに作成をしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、防災について伺います。2番目、防災です。

まず、9月1日は防災の日でした。そして8月30日から9月5日、今日までが、一週間で防災週間です。八街にも台風10号と大雨、大風が通過いたしました。災害とは、ちょっと理屈っぽくなるかもしれませんが、地震とか津波とか集中豪雨などを受けたそのものではなく、その結果としてやはり結果が出るというもの、その結果によって発生するもの、冠水とか屋根が飛んだりとか、そういうのが災害というのではないかと思っています。そうした倒木とか、そういう不幸な結果にならないようにする取り組みが災害に強い街づくりではないかと思います。被害を0にするということは大変難しいことだとは思いますが、まず防災、そして拡大を防ぐ減災という意味で、質問(1)防災に対する知識の普及啓発はどのように行っているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害対策における自助・共助の割合は、一般的に自助7割、共助2割と言われており、実にその9割を占めております。

本市では、市民の自主防災意識の高揚と地域の防災力の向上を図るため、平成25年度から八街市総合防災訓練を実施してきております。平成25年度は市スポーツプラザ、平成26年度は八街東小学校、平成27年度は実住小学校で実施し、今年度におきましては笹引小学校で実施を予定しております。あわせて平成26年度から区長会議や地域で行われる会議等に担当職員を出席させまして、自助・共助と自主防災組織の重要性を説明してきております。今後も、引き続き八街市総合防災訓練を小学校区単位で実施し、自助・共助の重要性の認識、自主防災組織の結成が促進するよう、継続的な取り組みを行ってまいります。

また、最低3日分の水と食料、風呂の残り湯のため置きなど、日常備蓄の重要性をはじめ、自助・共助の重要性を広報、ホームページ等を通じましてわかりやすい形で情報提供をし、周知してまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

それでは、また質問させていただきますが、自主防災組織について伺います。自主防災組織は日々進化しているように感じます。私は5つぐらいまではいろいろ伺って覚えていたのですが、今は何カ所で自主防災を持っているのかお伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

現在は11の組織ということで組織されております。

○新宅雅子君

あと、自主防災組織に対して市からの金銭的な補助、またはいろんな指導というのはあるのでしょうか。できたら、あとはどのようにしているのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

まず、補助についてですけれども、これにつきましては、災害時における地域住民、その避

難救護体制の整備ですとか、初期消火体制の強化、こういったことを図るために、予算の範囲内でございますけれども、自主防災組織に対しまして補助金、これは八街市自主防災組織整備事業資機材購入補助金とありますが、これによりまして補助金の方を交付させていただいております。この組織というのは概ね50世帯以上ということにしているのですが、補助金につきましては1組織につきまして50万円を限度ということで、これは1回の補助ということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、防災意識の高揚ということで防災に対する講話ですとか、こういったものも実際に行っております。平成25年度は2回でしたが、平成26年度には15回、これは高齢者学級ですとか障がい者団体とか住民向けの説明とかということで、26年度は15回行っております。それから27年度は、やはりこれは7回で、今年度につきましては、8月29日現在ですけれども、現在のところ5回ほど実施しております。

○新宅雅子君

現在は大変防災の担い手の少ない時代になってしまいました。今後の市として、例えば自主防災組織ですから、自主的に作るから市はあまり介入、やりなさいやりなさいという介入はしませんよというのか、それとも、自主防災組織であるけれども、市の目標というのはこのぐらい、今年度はこのぐらいというのがあるのかどうかお聞きいたします。

○総務部長（武井義行君）

この目標、当然自主防災組織の重要性というのは市も当然認識しておりますし、市民の皆様にも市からもいろいろとお願いしているところでございまして、これからも市民の方から要請があれば、説明に職員が出向いてとか、そういった協力はさせていただきたいと思っております。

また、この目標ですけれども、実はカバー率というものがございまして、このカバー率というのは、要するに市内在住の人口で組織に加入している人の人口を割ったものなんですけれども、八街市はまだ大変低い状況にあります。ちなみに、これは28年4月1日現在で申し上げますと、八街市のカバー率は19.9パーセントとなっております。県平均が約59パーセントありますので、かなり低い状況ということもございまして、今後、平成31年度を目標にこのカバー率を10パーセント程度はまず引き上げたいなど。それと、組織数につきましても、さらに13組織ぐらいは設置していただけるように市の方も呼びかけ、または協力もしていきたいと思っております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。平成31年というのは大変大事な年なんだなということも感じました。

では次に、防災についての（2）防災活動に対しても「市民協働」という取り組みが必要だと考えますが、その辺の市民協働と防災との関係というのはいかがでしょうか、お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。平成7年1月に発生した阪神淡路大震災におきまして、倒壊した建物から救出された人のうち、自力もしくは家族に救出された人は66.8パーセント、友人や隣人、通行人に救出された人は30.7パーセント、救助隊などの行政機関に救出された人はわずか1.7パーセントであったとの調査報告がされています。また、東日本大震災では、本来被災者を救うべき行政職員が津波によって命を奪われてしまったために、行政としての被災者支援の機能が麻痺してしまった地域がありました。

このように、大規模災害におきましては、行政による支援には限界があり、市民による自助、共助の活動が重要になります。自分の身は自分で守るといった意識を持ち、災害が起こる前に日頃から準備するとともに、避難所の運営や高齢者の安否確認など、いざというときには地域で支え合うことが大切であると考えております。本市におきましても、市民が安全で安心して暮らせるためには、災害時における各地域の支え合いによる組織体制の整備促進が重要であることから、各地域における自主防災組織の設立を支援し、地域における防災体制の整備促進を図ってまいります。

また、地域防災における市民意識の醸成を図る取り組みとして、本年度の協働のまちづくり市民講演会においては、災害時における地域の支え合いをテーマに市民協働の重要性について考える内容で開催したいと考えております。

今後は、防災活動以外にもさまざまな分野で市民とともに協働による街づくりの取り組みを促進し、住みやすく、安全で安心できる街を目指してまいります。

○新宅雅子君

ありがとうございました。市民協働の取り組み、市民協働の災害時における、お互いに協力しながら助け合いを行っていくということで、講演会を行うということでもよろしいでしょうか、市長のお話だと。今後、そういう講演会を行っていくということで考えてよろしいでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

先ほど市長からも申し上げましたけれども、協働のまちづくり市民講演会、今年度予定しております。実際日時は、今年11月27日の日曜日に予定をしております。講師の方、これは一般社団法人まちかど防災「減災塾」の塾長、長島重光さんという方をお願いしております。講演の内容につきましては、また自助、それから協働の街づくりの重要性、この辺と、また地域震源の把握ですとか再認識することの重要性、こういったことを講演の内容という形で行っていきたいと思っております。この方は、実際に阪神淡路大震災を経験された方で、内閣府の防災ボランティア検討会議のメンバーにも指名されている方だということでございます。

○新宅雅子君

わかりました。11月27日楽しみにしたいと思います。

それでは、次に、防災の（3）市役所第2庁舎解体の計画について伺います。

まず、解体をして各課、部署がいろんなところに移動するということはお聞きいたしまし

た。その先、第2庁舎の解体の計画についてお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第2庁舎につきましては、第2庁舎全ての各課等を既存の庁舎等に移動したのち解体する方向で計画したい旨、6月議会で答弁したところでございます。

そこで、課等の移動につきましては、現在のところ、商工課、会計課を10月、11月中に農業委員会、監査委員事務局を来年3月末までに、また教育総務課、学校教育課及び社会教育課につきましては、平成29年度中に移動を完了させたいと考えております。

次に、第2庁舎の解体でございますが、庁舎内に電気、通信等各種ケーブルが通過しており、またアスベスト吹き付け箇所もあることから、移動完了後、解体に関する詳細な設計業務を発注し、その後解体に着手したいと考えております。

なお、解体後の計画につきましては、跡地に関する検討委員会を立ち上げる予定ですが、最優先は第1庁舎の耐震確保であると考えておりますので、その進行状況を見極めながら財政状況を踏まえた中で、検討してまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

各課の移動は、例えば、今市長がおっしゃったのは、今年中に移動するところと、あと来年度、29年度に移動するところ、いろいろありました。その間、幅がすごく広いと思うんですが、そうしたら結構下、第2庁舎は少なくなると思うんですが、それでやはり何カ月かはやっていたらいいのでしょうか。そういうことも言えないんだと思いますが、どうしてすぐにできないのですか。

○総務部長（武井義行君）

あくまで今回の移動、これは第2庁舎が耐震不足ということで大変危険な状況にあるということで、まずここにいる職員、それから市民の方も含めてここを利用しない方向ということで移転をするということでございます。その後も当然危険庁舎ですので、これは解体しなきゃいけないというふうに考えております。各課が移設後、速やかに解体の方に入っていくというふうに考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。今でも皆さん手狭なところで頑張ってお仕事をされていらっしゃいます。なるべく無駄のないものを建てて早急に建設に入っていただけたらいいのではないかと思います。わかりました。

もう一度お聞きしていいでしょうか。全部壊す、更地になるのはいつでしたか。

○総務部長（武井義行君）

これは、まず来年度中に全ての課を移動させます。ただ、その後、その庁舎の中にはいろいろ重要なケーブルが通っていたりしますので、この解体につきましても、やはりそれなりの専門業者の方へどういった形で進めるのがいいかということをご委託しなければなりませんので、そういった期間もございませぬけれども、29年度に移転が終わりまして30年度、で

きましたらなるべく早いうちに解体できるように作業は進めていきたいと考えております。

○新宅雅子君

どうもありがとうございました。本当に29年、30年、31年といろいろな事業がたくさんつながってしまいまして、本当に大変だと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、健康についてお伺いいたします。

まず、9月はがん征圧月間でございます。がんは30年以上にわたって日本人の死因の、死ぬ原因の第1位となっております。そして、今や2人に1人はがんになると言われている時代です。

まず、(1)がん予防に対する意識啓発はどのように行っているのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなると言われております。国は、毎年9月をがん征圧月間と定め、がん予防や検診を勧める普及啓発活動を重点的に実施しております。

本市では、がんをはじめとする各種疾病の発生に対する一次予防として、適正な食事を心がけ、運動不足を解消し、健康的な生活習慣を改善するための健康教育、健康相談の実施や保険推進員による市民への健康づくり活動を一年を通して実施しております。

また、疾病の早期発見、早期治療を目的とした二次予防として、各種がん検診及び特定健康診査等を5月から10月にかけて実施しており、より多くの方に受診していただけるように公共機関や医療機関などにポスターを掲示したり、広報やちまたへの掲載、地区回覧、メール配信などを通じてがん予防に対する意識啓発を行っております。

さらに、がん征圧月間である9月から10月にかけて実施する女性特有の検診である乳がん検診では、小さいお子さんをお預かりする保育日を設け、若いお母さんの皆さん方が安心して検診を受けられるような体制づくりをしております。

このように本市では、がん征圧月間に捉われず、がん予防をはじめ市民の健康増進に向けた意識啓発及び健康教育並びに受診率向上に向けた各種取り組みを推進しているところでございます。

○新宅雅子君

ご答弁ありがとうございました。そのがん予防に対する意識啓発と私、書いたのですが、がん予防に対する意識啓発の中でがん教育というのがその1つにあります。がん教育というのは、病気の正しい知識、それから命の大切さを学ぶ。がん教育というのは小学生に対してしているところが多いようですが、地域的にだんだんといろんな広がりを見せているということでもあります。それは、今から10年前になりますが、2006年に成立したがん対策基本法というのがあります。それから大きくがんに対する意識というのも変わっていったり変革していったのですが、2006年のがん対策基本法に基づいて国ががん対策推進基本計画というのを立てました。これは2012年から2016年まで、今年まで4年間のがん対策

推進基本計画であります。この中で、がん教育推進の検討と、それからがん教育の実施というのが盛り込まれています。やりましょうということです。これによってがん教育は来年度、2017年度から全国の学校で、本来実施をできるところとできないところ、いろいろあると思いますが、そのがん対策推進基本法の中では2017年度から学校でがん教育をしましょうというふうになっていますので、八街市では2017年度からがん教育を実施するかどうか、またそういう検討はされているのか、将来的にやっつけていかれるのかどうかお聞きいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。がん教育について、そして学校での啓発活動等についてのご質問だと思いますが、今現在は学校教育の中では、小学校では5、6年生の保健体育の指導の中、これは生活習慣病を中心とした指導ですが、その中の一部として、また中学校では3年生の部分で扱っております。保健体育の中で扱ってございます。

そして、昨年度から千葉県の教育委員会の主催でそのがん教育に対しての研修も行われるようになりました。これについては、まだ希望研修でございまして悉皆ではございませんが、そういうことも始まりました。また中学校向けのリーフレットも文科省の方から、また県の方からも幾つかの教材も出されてきました。

教育委員会としましては、次年度からそのような流れを受ける中で、保健体育等の授業の中で予防、早期発見を指導していきたいなと思ってございます。また、各学校でも外部講師等を招いて講話を中心に指導ができないものかということも検討していきたいと思っております。

○新宅雅子君

どうもありがとうございました。例えば、神奈川県ですが、2014年からがん教育を実施しているそうです。今年私たちは、委員会で小田原市に視察に参りました。そこではがん教育の視察ではなかったのですが、小田原市の酒匂中学というところの内田教諭はこういうふうに言っています。「がんで亡くなる人は多いが、流れを変えるのは今の子どもたちだ」そういうふうに言っています。要するに、子どもにがんの教育をすること、流れを変えるのは今の子どもたちだと。すぐにがん患者が少なくなるとかということではないが、今10歳ぐらいの子どもに教えるということは、30年、40年たったときに劇的に減るかもしれない、そういうふうには言っています。

また、日本女子体育大学の助友准教授は、将来的な死亡率の減少につながるだけでなく、今子どもたちが健康や人生について考えたり、自分で判断する能力を学ぶよい教材となると言っています。また、子どもたちの中には、本当に身近な方ががんだという子どももいるはずですので、本当にいろんな配慮はしていかなければいけない、そういうふうには思いますが、医者とそれから先生のOBでがんを経験したOBの方とかの語る罹患経験の話などは、本当に子どもにとって早期発見ならがんは怖くない、そのために検診は大事だというふう子どもたちに教育をしているそうです。子どもたちもそういうふうには思っているそう

です。早期発見ならがんは怖くない、そのためには検診をしようと子どもたちは話していると言っているそうですので、どうぞ八街市もできるだけ早くそういう意味でがん教育、おうちへ帰ったらおうちの方に検診をしましょう、検診というのはこんなに大切なことなんだなということを話してもらえようながん教育をぜひしていただきたいと、これは本当に強く強く要望をいたします。

それから、健康についての（２）昨年のがん検診の受診率、再検査の人数、それから結果ですね、本当にがんだった人の人数とかそういうの、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年度の受診状況につきましては、胃がん検診の受診者は3千540人で、受診率16.8パーセント、再検査人数は269人で、がんの疑いを含む人数は6人でございます。大腸がん検診の受診者は6千839人で、受診率は32.5パーセント、再検査人数は398人で、がんの疑いを含む人数は18人です。肺がん検診及び結核健康診断の受診者は4千600人で、受診率21.9パーセント、再検査人数は53人で、がんの疑いを含む人数は3人です。前立腺がん検診の受診者は2千755人で、受診率38.1パーセント、再検査人数は101人で、がんの疑いを含む人数は49人です。乳がん検診の受診者は5千816人で、受診率は39.1パーセント、再検査人数は233人で、がんの疑いを含む人数は10人です。子宮頸がん検診の受診者は1千415人で、受診率17.9パーセント、再検査人数は14人で、がんの疑いを含む人数は1人です。

なお、今年度は受診率向上を図るため、昨年度まで単発で実施した肺がん検診及び結核健康診断をより多くの方が受診しやすいように、胃がん及び大腸がん検診と同時に5月に実施するなど見直しをしております。

今年度のがん検診受診率は、受診率の元となる母数を平成27年国勢調査をもとに算出した人数を使用することとされており、その確定値はこれから示されるため受診率は出ておりませんが、これらの取り組みが受診率向上につながることを期待しているところでございます。

○新宅雅子君

がん検診についてはよくわかりました。ここで、また子どものがん教育の話になりますが、受診者、それから受診率に大きな変動がないわけですが、おうちの方が受診をしていくためにも、やはり子どもの力というのは大変大きいのではないかと思いますので、ぜひがん教育、子どものがん教育も進めていただけたらと思います。

次に、健康についての（３）中学3年生にピロリ菌検査、これは胃がんのピロリ菌検査を望みますが、いかがかお聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ピロリ菌は胃の中に生息する細菌で、どのように感染するのか十分に解明されていないですが、井戸水からの感染などが原因と言われております。衛生環境と関連していることが報告されております。そのため、戦後のまだ衛生環境のインフラが十分整っていなかった幼児期を過ごした50歳代以上の日本人では、70パーセント以上が感染しているとされており、若い世代になるほど感染率は低くなり、現在の10代では10パーセントを切るまで減少していると言われております。インターネットからの情報によると、佐賀県において「県内の中学生3年生全員を対象に学校検診の尿検査の資料を用いてピロリ菌の感染検査を実施。また、感染している生徒の除菌治療費の自己負担分を助成する」といった記事が掲載されております。また、ピロリ菌感染の確定並びに除菌による胃がん発生の予防効果などから、中学2年生から3年生が最適とも言っております。

市が実施するがん検診は、国及び県の指針に基づき実施しており、胃がん検診は40歳以上の方を対象に胃部X線バリウム検査を実施しております。また、国の指針にあるがん予防重点健康教育の項目中、胃がんに関しては、「胃がんに関する正しい知識の普及と胃がんと食生活・喫煙、ヘリコバクター・ピロリの感染等との関係の啓発について健康教育する」とされていることから、市といたしましては、ご質問の中学3年生のピロリ菌検査については今後の研究課題として、当面健康教育の事業の中でピロリ菌に関する知識の普及をしてまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。ピロリ菌、先ほど市長もおっしゃいましたが、ピロリ菌検査というのは、大人よりも中学2年生とか3年生で行うのが一番適切な時期なようです。いまやピロリ菌を主原因とする胃がんは、がん全体の死因の2位を占めて、年間約12万人が発症して、約5万人が亡くなるそうです。3分の1の方が亡くなるとおっしゃいましたけど、先ほど。それで、大きな原因というのがピロリ菌だそうです。

前に、去年になります、青森県つがる市に以前視察に参りました。そのつがる市では、中学3年生全員にピロリ菌の検査を行っていました。八街市では、大体中学3年生は、ここ2、3年、700人前後を推移していると認識しておりますが、例えば700人ぐらだと最初の検査の予算というのはどのくらいになるのかお聞きいたします。

○市民部長（山本雅章君）

今、中学校3年生のまず人数ですけども、今年の3月末で15歳の人口が693人、それから14歳が729人、13歳、中1ですけども680人、ほぼ議員がおっしゃるとおり700人前後ということで検査費用の方を試算いたしますと、検査費用につきましてはちょっといろいろ幅もあるようですが、大体一般的に行われるような検査ですと6千円から7千円程度というふうに聞いておまして、それを700人に実施した場合、約450万円程度の費用が必要となります。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

あと、ピロリ菌の保持者というのは、大体中学3年生ぐらいだとどのくらいいるものなのか。その保持者に対して、保持者のピロリ菌をなくす除菌の費用は保険で適用されると聞いています。除菌しなければいけない人数というのは、大体どのくらいを想定しているのか。そして、それはやはり予算がどのくらいかかるのかお聞きいたします。

○市民部長（山本雅章君）

今、ピロリ菌の除菌費用、たしか平成25年度か26年度、たしかそのあたりで保険適用になるというふうに、されたように記憶をしております、それで、まず何割程度がピロリ菌を持っているかという推計ですけれども、先ほどの市長答弁の中で10代では10パーセント程度だろうというふうにご答弁申し上げておりますが、中学生、比較的若いですが、大体5パーセント程度でピロリ菌を持っているというふうに仮定した場合、700人の5パーセントですから、除菌が必要なのは35人程度になろうかと思えます。

それで、その除菌費用ですけれども、保険適用になるということで、その場合の自己負担が大体4千円から5千円程度であるというふうに、これぐらいの値段が一般的であろうかと思えます。それで、700人の5パーセント、除菌費用のうちの自己負担分を4千500円と仮定した場合に、大体1学年全体で15万7千円、16万円弱の個人負担が発生するというふうになります。しかし、この16万円程度の自己負担につきましては、八街市では子ども医療費の方、中学3年生まで実施をしておりますので、自己負担300円で除菌ができるということになろうかと思えます。

○新宅雅子君

もう丁寧なご答弁を誠にありがとうございました。本当に300円で、例えば除菌ができるというようなことでしたら、もう私は本当に、ピロリ菌の最初の検査には500万か400万かかるかもしれませんが、やはり子どもの教育とかがん教育、それからピロリ菌の除菌については、やはり長い目で見ないと結果はわからないと思います。ただし、30年、40年後の人は、平成26年のときの市役所の人は本当によくやってくれたと、必ずそういうふうと思われるのではないかと私は本当に思います。ピロリ菌検査は早期予防で胃がんを撲滅するために誠に有効な手段だと思いますので、どうか尿検査、何か尿検査で検査ができて、血液を採るような痛いこともなくていいようなので、簡単に体に負担もなくできるようですので、最初のところは公費負担で、あとは300円でもぜひ実施していただきたく、よろしく願いいたします。子どものがん教育、そしてピロリ菌、もう強く強く要望いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で、公明党、新宅雅子議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時11分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。林 修三議員より、一般質問をするにあたり参考資料の配付以来がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、誠和会、林 修三議員の代表質問を許します。

○林 修三君

それでは、誠和会の林 修三でございます。本9月議会は、代表質問という登壇をいただきました。よろしくどうぞお願いいたします。

産業の振興、雇用の問題、少子高齢化問題、道路整備問題、教育環境問題等々課題多い八街市の中で、活力あふれる、あるいは元気のある街づくりのためにという思いの中で、これから幾つか質問させていただきたいと思っております。市執行部におかれましては、実現に向けた前向きなご答弁をお願いいたします。

質問事項としましては、活力あふれる街づくりを総くりとして、関連した3本の主旨についてこれから順次質問させていただきます。

まず、産業が振興する街づくりについてでございますが、八街市は基幹産業を農業とし、加えて商工業も頑張っているところではありますが、これからの展望はというと、なかなか広がっていかないようなところがあり、幾つか壁があるように思います。何とか打破し、八街市の産業がひらいていくことはできないものかと私自身も常日頃から考察はしているところではございますが、なかなかこれはという特効薬も思いつかないまま今に至っているわけではございますが、何かよい手だてがないかという願いから、幾つかこれからお尋ねいたします。

まず、①八街市における第一次産業の構成率についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

産業別の構成率につきましては、5年ごとに実施される国勢調査により把握することになりますが、平成27年の国勢調査の結果は来年4月公表予定であるため、過去の国勢調査の結果に基づいてお答えいたします。

第一次産業の構成率については、平成12年は全体の就業者数が3万6千469人、そのうち第一次産業の就業者数が3千977人で10.9パーセント。平成17年は全体の就業者数が3万8千42人で、そのうち第一次産業の就業者数が3千556人で9.3パーセン

ト。平成22年は、全体の就業者数が3万6千204人で、そのうち第一次産業の就業者数が2千898人で8.0パーセントとなっております。

○林 修三君

ご答弁いただいたように、平成12年には10.9パーセントという2桁台あったのに、平成22年には8.0パーセントという1桁台になっています。そこで、第一次産業への構成率が非常に低くなってきている。言い方を変えると、農業をやる人が減っているということになるのでしょうか。その辺の農業に対するこれからのテコ入れというか、その辺のことをお伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

議員のおっしゃるとおり、先ほどの市長答弁を見ますと、年々第一次産業の就業数が減ってきているということは伺われると思います。そうした中で、今、市といたしましても、ご存じだと思いますがインターシップ事業、または青年就農給付金関係、あと市単独の後継者育成支援金等が去年から確実な就農に向けての支援策ということで実施をしているところでございます。そのほかに県の農業事務所の方で、営農指導ということの中で各農家に訪問して人材発掘をしているということで、支援策としては今後の第一次産業の就業者数を増加させるべき手だてとしてそのような事業を実施しているところでございます。

○林 修三君

ぜひこれからも入れかわる農業のためのいろんなテコ入れをしていただいて、私も農業をやってみようという、そういう意欲が持てるような農業対策をお願いしたいのですが。

話が少し逸れますが、農業ということなので、実は今回台風9号、10号と続けざまに襲来して、日本全土に大きな爪跡を残しました。この被害に遭われました皆さんには心からお見舞いを申し上げますと同時に、亡くなられた方にはご冥福をお祈りしたいと思います。台風9号については、八街市に大きな被害をもたらして、農家の方からハウスが壊れてしまったとか、何とかならないだろうかという声を聞いております。現時点については、およそ4億円の被害があったということは聞いておりますけれども、被害状況について、特に農業中心に被害状況及び困っている農家に対して今後どのような対応をされるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

先々週台風9号による被害ということでございますけれども、まず台風の状況については、これは道路河川課の資料でございますけれども、総雨量105.5ミリ。それは22日の0時から17時までと。時間最大雨量については、22日の11時から12時で24ミリという形になっています。また最大瞬間風速ということで38メートルということで状況が上がっております。

そうした中で、農業被害の調査状況ということになりますけれども、翌日8月23日に午前9時半から午後3時半までということで、5班体制で市内の巡回及び被災農家への聞き取り調査を実施いたしました。その調査は、県農業事務所、全農千葉県本部、JA千葉みらい、

あと農政課の職員と農業委員会1名ということで、合計12名で行いました。

被害の状況でございますけども、農業施設ということで、これは目視も含めてなんですけども、ビニールハウス全壊9棟ということになっております。これはパイプのゆがみ、またビニールのフィルムの破れ、これについては243棟ということで、被害金額は約1億3千万円ぐらいに試算をされております。また牛舎、これが全壊で1棟ということで、被害金額が100万円ということになっております。また農産物につきましては、トマト、里芋、ニンジン、梨、ショウガというようなことでございまして、農産物の被害合計ということで約2億6千万円強というような形で試算をされております。これにつきまして、今後の対応ということになろうかと思っておりますけども、農産物、特にこれから今出荷の最盛期を迎えるトマトにつきましては、病害の発生を予防するため薬剤散布の指導等、またJA印旛農業事務所との連携により実施してまいりたいというふうになっております。

また、被災農業者への助成につきましては、県内の被害金額が10億円を超えた場合ということがございますけども、これは10億円を超えております。ということで、平成28年の8月30日に台風9号による被害に対する農業災害対策資金の発動ということで発動をされました。そういうことで資金借受に対して利子補給を実施するというので、今、農政課を中心に今後の県単の災害対策資金の確保に向けて事務を行っているところでございます。

○林 修三君

大変多くの被害があった今、お話の中でわかりましたけども、結局そのアフターの部分で、被害があった後をどうするかということで今お伺いしましたが、早くにその県の動きを察知し、そういうことに対してお金を借りるなり助成をするなりの動きがあると聞きまして、大変市の執行部の方々も大喜びで感謝したいと思います。これからもそういった動きが、農家の方は本当に困っていますので、細かいところまでぜひ相談に乗ってやってほしいというふうに思います。

次に、八街市における第二次、第三次産業の構成率、これについてもお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第二次産業につきましては、平成12年の就業者数は1万275人で、構成率が28.2パーセント。平成17年の就業者数は9千966人で、構成率26.2パーセント。平成22年の就業者数は9千52人で、構成率25.0パーセントとなっております。

第三次産業につきましては、平成12年の就業者数は2万1千796人で、構成率59.8パーセント。平成17年の就業者数は2万3千767人で、構成率62.5パーセント。平成22年の就業者数は2万3千111人で、構成率63.8パーセントとなっております。

○林 修三君

お答えでわかりますように、大体の推移は予想してはいたけれども、第一次産業、第二次産業が減っているだろうな、第三次産業は増えている、この逆転現象が起こっているわけです。とりわけ八街市の第二次産業、商業を中心とした第二次産業はかなり課題が多く、し

かも減ってきています。八街でも働いていますが、この第三次産業で働く人が増えているということは、商業はもう困ったな、農業も困ったなということが考えられる。

そこで、大事な第二次産業についても何らかのテコ入れをしないと、例えば八街市の南口みたいな状況が生まれてくるわけです。空き家が増えていくとか、空き店舗ですね、そういう状況が増えてくるんだと、これからも予想されます。そこで、何らかの法に対するテコ入れ、第二次産業についてはどうお考えでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

委員がおっしゃるとおり、第二次産業についても減少傾向にあるということでございます。そうした中で、八街市といたしましては、本年4月から企業立地の促進助成金の交付要綱を施行したところでございます。この制度については、市内において工場の新設を行う企業に対して事業の用に供する土地、家屋、償却資産に関わる固定資産税、納税額に相当する額を助成して交付するというようなことがございます。なお、本市の産業の振興及び拡大を図ることを目的としてこのような要綱を設定したわけでございます。これについては、他市町村のいろいろな企業立地に関する優遇措置と申しますか、その辺がございまして、いろいろ今回八街市としては企業立地の促進助成金ということで制定をさせていただいたわけですが、ほかの市町村でちょっと見てみますと、そのほかにもいろいろ例を申しますと、賃貸型立地促進助成金、また情報機器の助成金とか地元雇用促進に対する奨励金とか、その辺の助成制度も設定してある市町村もございまして、こういうのも含めまして、まずは企業立地の促進助成金を制定いたしましたので、その要綱に基づいて、今後その第二次産業を中心とした雇用促進というかその辺を含めて実施していきたいというふうには考えております。

○林 修三君

八街に立派なJR八街駅ができました。しかし、北口、ちょっといまいち活性化に時間がかかっている。そして、南口はご存じのように空き店舗が増えています。駅周辺というのは第二次産業が活性化してこそその駅周辺なんです。ですから、第二次産業がこのままで、「あのお店屋さん潰れたね、お父さん頑張ったんだけどしょうがないね」ではだめなんです。そこへ市の行政が何らかの力をかけてあげる支援策、そういったものをどんどんやっていかないと、八街駅、立派な駅ができて、その駅前が元気がでない。ぜひ第一次産業と同じように第二次産業についても力を入れて、そこで働く人が出てくるような対応をお願いしたい。

次に、第六次産業に対する市の考えなんですけども、先般、誠和会では北海道留萌市に視察に行ってまいりました。留萌市は、この第六次産業に積極的に取り組んでおりまして、留萌市はご存じのように、かつてはニシンの水揚げが日本一の街だったわけなんですけども、今はカズノコも輸入に頼っているんだそうです。ああ、そうなんだと驚きましたけども。そこで街としても、もちろん輸入のニシンの扱いもしてはいたけれども、町おこしとして農業と福祉の連携による第六次産業に取り組んでいて、就労の機会が持てることで農産物の加工食品づくりを福祉の関係者と一緒になって行って、そしてその生産地の販売で留萌市をPRする、そういったことを行っておりました。

八街市は大変優秀な農産物があるわけです。これを加工食品として就労の機会を、損なったら増やすという機会を持つということ。そうしたら、いろんな形の中で八街をPRしてはいかがと思いますが、第六次産業に対しての市のお考えをお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農産物の生産を行う第一次産業、食品加工を行う第二次産業、流通・販売を行う第三次産業を統合した形で農業者が手がけることで農業の事業価値・付加価値を高め、農業を活性化しようとする、いわゆる六次産業化への取り組みは、農業による地域の活性化を図っていく上で有効な手段であり、雇用の拡大、経済の活性化にもつながると考えるところでございます。

国は、六次産業化・地産池消法を平成22年に交付し、農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業の振興を図るとしております。千葉県内では、同法に基づいてブルーベリーのジャム、冷凍菓子の商品化など38事業が国の認定・支援を受けて六次産業化に向けて取り組んでいる状況でございます。

八街市では、平成25年5月にゴボウ茶や乾燥ショウガなどの加工販売で1農場が認定を受け、所得の向上に向けた取り組みを行っているほか、国の認定は受けておりませんが、落花生ペーストなど市の特産である落花生を加工販売して好評を得ている事例や六次産業化に取り組んでいる新規就農者もおります。

県では、千葉県園芸協会内に六次産業化サポートセンターを開設しておりますので、このセンターと連携を図りながら、新商品開発・販路拡大のアドバイス、六次産業化・地産池消法に基づく事業計画の認定申請などのサポートをしてまいりたいと考えております。

○林 修三君

第六次産業につきましては、県にも第六次産業サポートセンターがあって、そこと連携を図るということを進めていただきながら、ぜひ新しい商品とか今あるものを有効にたくさんの人に買って消費していただくような工夫をお願いしたいというふうに思います。私も今回この質問をするにあたって、八街市で八街の農産物加工食品というのは実際どのぐらいあるんだろうかということで、これからお伺いしようと思ったのですが、私も調べたところによると、いろんな加工食品が作られております。

ところが、この加工食品を八街市民が果たしてどこまで知っているのかな、私自身あまり知らなかったことがたくさんあります。私が知らないだけなのかもしれませんけど。もっと八街で、今市長が答弁いただいた八街の加工食品を自信を持ってPRし啓発し、八街でこんなのを作っているんだと、まず市民がそれを買って、それで消費する。そして、次に外へ発信する。そういった方策をとってほしいというふうに思います。これについては質問しようと思いましたが、ぜひ加工食品のPRをお願いしたいというふうにお願いします。

次に、第六次産業を振興するための連携策について伺います。六次産業の振興のみならず、八街市の農工商業の発展には、やはり農協（JA千葉みらい）、八街市商工会議所、そして

八街市の三者連携が極めて、これは重要だと私は思っておりますし、前からいろいろな折に触れて申し上げてまいりましたが、なかなか私の目からその歯車がうまくかみ合っていないように思うんです。この三者連携が重要だということは認識されておると思うんだけど、果たしてどこでどういうイニシアチブをとっているのか。それを連携策にはイニシアチブをとる誰かが必要だと思うんですけど、この辺はどうなっているのかお伺いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

修三議員がおっしゃるとおり、市、JA、商工会議所のどこが主体となって進めるのかということ、連携等あるなということ、市の姿勢はということだと思いますけども、市が、おっしゃりたいことは、恐らく市がイニシアチブをとって先頭に立って、さらに六次産業化を図りなさいというようなことではないかというふうに思います。六次産業化を行うにあたっては、生産者が主体となって経営を行うということがとられておりますが、当然生産者との関係が深い千葉みらい、農協からの相談が中心になってくるのではないかというふうに考えております。今後は農協、生産者等からの相談を待っているだけではなく、千葉みらい、商工会議所で開催される生産者の方々への研修会等々に参加するなど、市としてその辺をサポートできる事業などを紹介しながら、積極的に実施していきたいというふうに考えております。

○林 修三君

江澤部長、大変うれしい答えを聞きましたよ。待っているのではだめなんですよ。やっぱり行動しなきゃだめなんです、動く。もう特に市の執行部さんには大変申し訳ないですけども、ぜひ、先ほど来、商業が、第二次産業が減ってきています。第一次産業も減ってきています。こういう中で、果たして待っていてよいのか、だめですよ。掘り起こしをしなきゃいけないのです。積極的な行動を求められているわけで、特に八街市は基幹産業が農業です。ですから、この農業を常日頃からとても大事にしている北村市長のリーダーシップが、私は強く求められると思うんです。北村市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は今、市が積極的にイニシアチブをとりなさいというようなことで、林議員の方からご意見、要望等がございましたけれども、私もそのように取り組んでおりまして、今、担当部長の方から答弁したとおり、農協、生産者等からの相談を待っているだけではなく、みらい、あるいは商工会議所と開催されます生産者との研修会等々にも積極的に参加しまして、市としてサポートできる、あるいは市が先頭になってそうしたことを行うように努力してまいりたいと考えております。

○林 修三君

市長がそういう決意でございますので、ぜひ市がイニシアチブをとって、そして産業について取り組んでいただければ、今まで少しずつ開けてはきていますけど、まだまだという課題がどんどん変わっていくものと期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、農家レストランについて伺います。先日の新聞報道によりますと、政府は来年度に

も農家が自ら生産した農畜産物を食材として加工、提供する農家レストランの拡大に向け、これまで原則禁止してきた農用地区域での出店を認める方針を固めたということです。これは、8月17日夕刊の読売新聞にも出ておりました。政府は、2014年から始めた国家戦略特区制度を全国の希望地域に拡大するということです。ここは国・県のパイプをさらに太くし、農家レストラン開業の実現を目指すべきかと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農家レストランは農家が自家生産したものや近くの農家が生産したものを調理、提供し、かつその地域で運営されるレストランであります。生産者の顔が見え、旬の新鮮な農産物を食材としているため、農家レストランの人気の高まっているところであります。

本市におきましても、新規就農者の方が、農産物直売所及び加工施設と併用して農家レストランを計画しているものもございます。農家レストランの開業にあたりましては、六次産業化関連事業の中で大規模法人に向けた支援制度はございますが、個々の農業者が取り組むには難しい要件となっております。今後、他の支援制度で対象になるか研究するとともに、六次産業化の推進とあわせて中で、農家レストランの普及についても検討してまいりたいと考えております。

○林 修三君

この件に関しては、私は検討するを超えてほしい。チャレンジしてほしい。国がそうしているわけ。支援しますよと言っているわけです。どんどんこちらから手を挙げて、だめならだめではないですよ。手を挙げて国に対してやる、またはやる気であるということをやっぱりしていかなきゃだんと思うんです。検討するからでは前へ進まないんですよ。ぜひ、これはチャレンジしてほしい。このことを、これ以上は言いませんけど、突っ込んであえて申し上げます。

結局農家レストランにしても、先ほどの第六次産業振興にしても、加工食品の販路拡大にしても、2020年に行われる東京オリンピック・パラリンピックを控えた、しかし八街は地の利十分な場所なんです。そういう地の利を活かした、今いいときに、その検討するには10年かかります。ですから、あと4年しかないこのいい機会を活かして、八街市ならではおアクションが必要だと思えます。行動しなければ何事も動くことはないです。

実は、ここに先ほど議員の皆さん、執行部の皆さんに資料を配付いたしました。檜原村のミニスーパー、来月中旬開業、店名は「かあべえ屋」。実は、8月25日の朝日新聞天声人語にこんな記事がありました。東京都の西の端にあつて山梨県と境を接する檜原村に今年の夏初の送迎スーパーが開店しました。地元コンビニが、スーパーが欲しいという住民の年来の声に応えたと。開店までは茨の道だったというようなことが記事にありました。そして、さらに読んでいきますと、ある会社が前向きで、協力をしよう、内装の相談まで話が進んだのですけれども、この会社の経営統合が決まると、あえなくこれはご破算になって、村は誘致を諦めるしかなかった。自前で店を開くしかないと腹をくくったと。それで、さっきのや

つ、店の名は、地元の人が何か買ってほしいということで「かあべえ屋」、そして村の人の使う言葉、買うべえをもじってつけた。もとより村の財政は厳しい、年間数百万円の赤字を覚悟しての挑戦なんだ。ごみ収集や溪流釣りなど別事業を合わせて経営の安定を目指す。奔走した村職員の方は、破断のたびに頭をはたいたと。でも、新鮮な肉や魚、卵や牛乳、買える、そういう住民の願いを何とかしなきゃいけないということで努力した結果、これを開業にまでいったと。ただ、この後課題は多いだろうということでございます。私も一度、この檜原村に行ってみて、そして少し様子を見たいなと思っておりますが、ここまでの決意をさせているのは何で、ここまで村に携わる職員が頑張ったということですから、ぜひ八街市もそういったことがたくさんあるかと思っております。そういったところに積極的に取り組んでほしいというふうに思います。大分時間がなくなってきましたので急ぎます。

次に、今や少子高齢化・人口減少問題は全国的な課題であり、どこの自治体もこの問題の解消に躍起となっています。人口東京一極集中をやめ、全国に人口が散らばるようにと国でも地方創生・総合戦略を提唱しているのもその1つであり、八街市も何とかした戦略のもと人口減少を歯止めする街づくりをいろいろと策を練っていただいておりますが、ここであえて幾つかお尋ねいたします。

過去1年間の毎月人口減少の推移についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年7月は、前月と比べ46人減少、8月は75人減少、9月は54人減少、10月は17人減少、11月は62人減少、12月は69人減少、平成28年1月は71人減少、2月は74人減少、3月は162人減少、4月は77人減少、5月は44人減少、6月は27人減少となっております。過去1年間で778人の減少となっております。

○林 修三君

減り方は、月によっては少し多い月がありますが、だんだん少し横ばいになってきたのかなと思っておりますが、しかし、減っていることに間違いありません。ただ、私、8月の1日の広報やちまたを見たときにすごくうれしくなったのですが、毎月人口減少の数を、広報やちまたに出ているわけなんですけども、8月1日号の広報やちまたでは減少がプラマイゼロということになっていましたけど、その辺の要因についてはどうお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成28年の8月1日号の広報やちまたにおいては、6月末現在における人口を掲載し、前月比0人となっておりますが、実際は27人の減少でありました。ここで訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

今年における月の人口の増減につきましては、1月で71人の減、2月では74人の減、3月では162人の減、4月では77人の減、5月では44人の減となりましたが、先ほどお答えしましたとおり、8月1日号の広報やちまたで掲載した6月の人口の動きは、6月は

27人減と減少幅が小さくなってきております。本市においては、昨年度から人口減少の抑制を図るため、八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種施策を推進しているところでありますが、今後とも人口減少を歯止めするように努力いたします。

○林 修三君

ちょっと記事掲載にミスがあったということですが、ただ幅は27ということで減っていることには間違いありません。したがって、今までいろいろなことに取り組んできた八街市の効果が少しずつ出てきているのかな、地道な取り組みが少しずつあらわれてきたのかなと考えます。

そこで、もう一度そのプラマイゼロを目標にして、ぜひ人口減少は少なく、そしてできれば最低でも現状維持を、そういった目標を持って頑張っていっていただきたいと思うんですが、人口減少の歯止めの具体策について、いろいろと総務部ではお考えのようですが、ちょっと歯止め策についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持するため、昨年12月に今後5カ年の目標や具体的な施策をまとめた八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。この総合戦略においては、「安定した雇用を創出する」、「新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「安全・安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標を掲げ、具体的な施策を実施しております。

具体的には、基本目標1「安定した雇用を創出する」におきましては、八街市の農業体験を通じて新規就農者を確保する農業体験インターンシップ事業の実施や、工場等の新設企業に対する補助制度である八街市企業立地促進助成金制度を今年度創設するなど、本市の産業振興と雇用の拡大を推進しております。

基本目標2、「新しい人の流れをつくる」におきましては、本市の基幹産業である農業を観光資源として活用し、収穫体験を通して本市の農産物の安全性や品質をPRする農業体験ツアーや空き家を有効活用し、移住定住や住みかえ等による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度の活用を推進しております。

基本目標3は、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」におきましては、結婚支援として婚活イベントの実施や乳幼児がかかりやすいロタウイルス胃腸炎の重症化等を防ぐため、ロタウイルスワクチンの接種費用の一部助成を今年度から開始し、就学前の親子の情報交換・交流の場となる「おやこサロン」を昨年度から開設するなど、結婚から子育てまでの支援策を推進しております。

基本目標4、「安全・安心な暮らしを守るとともに、地域と地域と連携する」におきましては、八街市地域公共交通協議会において、ふれあいバスを含めた持続可能な地域公共交通体系の再構築を図るため検討を行い、また住民自らの手により地域社会を作っていくという

住民自治の考えに基づく「協働のまちづくりに関する推進計画」の策定を進めているところであり、安全で安心な街づくりの推進に努め、人口減少の歯止めへ向けた施策等を推進しているところでございます。

○林 修三君

ありがとうございます。まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで、今4つの基本目標を市長さんにご答弁いただきました。私もこの基本目標4つについては大変期待するものでありますけれども、みんな大事ですけど特にその中で基本目標の2、新しい人の流れをつくる、これはとても大事ですよ。私は前から言っているように、産業まつりにしてもふれあい夏まつりにしても新しい人がどんどん外から来ることが大事ですよと言っているのですが、なかなかどうしても固定化現象が起こっています。こういった新しい人の流れが、人口減少にどんどん結び付いていくと思いますので、この空き家バンクの活用とか、あるいは農業体験ツアーの活用とか、そういったものをどんどん進めてほしいなど。

ほかの目標についても同じですが、あえてここでもう1つ、基本目標4の協働のまちづくり、この推進計画を進めるということですが、これに伴って協働の街づくりからできる、新しい課ができるんだと考えていいのか、そしてさらにそうだとすれば、その新しい協働の街づくり課は具体的にどうなのかを教えてください。

○総務部長（武井義行君）

現在、八街市協働の街づくりということで、今年度から総務課内に市民協働推進案を設けて、今準備作業を進めております。それで、現在進めておりますのは、推進計画の策定、それから条例の策定ということで、現在もその作業に入っております。推進計画につきましては年内にパブリックコメントまで実施して、それから条例につきましても、3月定例会には上程したいというふうに考えております。

それで、その課の設置につきましても、来年の4月1日から設置して、市民協働を本格的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○林 修三君

これについては私のみならず、市民の皆さんが大変期待するところでございますから、どうぞ頑張ってくださいというふうに思います。

次に、教育問題の方に移っていきたいと思います。過日の新聞報道によりますと、2020年から次期学習指導要領が導入され、小学校での英語教育の本格化、中高で討論型授業が始まるとされています。授業時数が増える一方で、週5日制には一切触れておらず、先生方の多忙さは今よりも高まっていくことが想定されます。

一方で、公立小中学校の教員退職がピークを迎えており、それで、そのために新人の教員の担任が急増しているということが報道されておりました。これから求められる経験から身についた豊かな指導力のある先生方が失せていき、教える内容が多様化し、難しくなっていくというアンバランスな教育環境の中で、子どもたちはどうなっていくのかなと大変心配があります。そこで、子どもたちの意欲あふれる教育環境づくりについて幾つかお尋ねします。

まず、①八街市における年代別教職員構成率についてお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

校長・教頭・事務職員・再任用職員を除く教員の年代別の教職員構成率ですが、平成28年5月1日現在、小学校では20歳代22パーセント、30歳代40パーセント、40歳代12パーセント、50歳代22パーセント、60歳代4パーセントとなっております。中学校では、20歳代31パーセント、30歳代27パーセント、40歳代19パーセント、50歳代22パーセント、60歳代1パーセントとなっております。

ベテラン教職員の大量退職、若手教職員の採用により、年齢層に偏りができ、40歳代の中堅教員が2割に満たない状況ですが、県内とほぼ同じ状況です。

○林 修三君

ということは、教育長、やはり、例えば答弁の中に、50歳代が22パーセントということですから、この辺のところこそ結構変わっていったらいいということですね、やがては。そうすると、やっぱり教員の構成率からするとアンバランスが生まれてくる。

そこで、アンバランスが予想されるということはわかっているわけですから、それに対して教職員の構成対策について、今お持ちでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市の年代別の教職員構成を踏まえ、各校においてもベテラン層の教職員と若手教職員を意図的に同じ分掌に据え、指導力・対応力の伝達を図るなど工夫した取り組みを行っております。

また、主任等の責任あるポジションに若手層を起用することで、今後円滑に学校経営が進められるようにするなどの対策を管理職の研修などで伝え、問題意識を持って取り組んでいるところです。

現在、再任用職員として10人が勤務しておるところですが、その他の定年退職された教職員の貴重な教職経験を活かし、アンバランスな教職員構成をカバーできるよう、今後活用を考えてまいります。

○林 修三君

今ご答弁の中に工夫をするということがまず1つですが、もう一方で、これからは教員人事の中で先生方の奪い合いが生じてくると思うんです。特に50代の教職員がやめていくわけですから。すると、40代の教職員等が少なくなっていく中で、八街にそういう先生をぜひ欲しいなと思ってなかなか入ってこないかもしれません。そこで、教育長は命をかけて人事対策をしてください。それを確保してほしい。そのところでどこの市町村も奪い合いですから、それを踏まえて人事対策をしてほしいというふうに思います。

あと、職場の中で、自然な形で先輩、後輩の指導体制がそこにあったのですけれども、このアンバランスな職員体制の中で、なかなかそれは工夫されるとお伺いしましたが、望ん

でいくのは無理かなと思うので、やはりどうしても教員の質向上に向けた職員研修体制が必要となり、求められます。今までもやっていたように思いますが、これからさらにそれが必要かと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

初任者研修、2年目・3年目の教職員に対する研修、5年経験者・10年経験者による悉皆研修及び免許更新講習など、国や県による数々の研修に参加し、資質向上・指導力の向上を図っているところです。

本市では、八街市教育センター主催で若年層教職員や講師等を対象とした学級経営研修会、小中学校に分けて行う学年主任研修会、優良校視察を含め、年間複数回行う教務主任研修会をはじめとした現状に対応した研修を行っております。

また、校内の研修を充実させるために中学校区ごとに研究指定を行い、各校区の実情に合わせた研修を行えるように進めております。

○林 修三君

お時間が少ないですが、少しお時間をいただくとお許しいただいて、幾つかお尋ねします。

この先生方、いろんな研修を行って資質ある教師を目指して頑張っていたということですが、ぜひこの先生方が研修時間が増えることによってしわ寄せが個々に行かないような工夫、例えばこの研修は夏休み・冬休み、そういった中で行うとか、要するに、時間をあまり負担をかけない研修の工夫もその中に入れていってほしいというふうに考えます。

次に、2020年から始まる次期学習指導要領に向けた今後の一部対応の中で少し伺いますが、これまでに求められた教師像や教員の資質も時代とともに変わってきておまして、1960年代には教師の高い専門性が求められていました。総合的な人間力、変化に対応できる力、そして2012年頃から学び続ける教員像の確立、チーム学校の一員、組織力、協働的に諸課題解決のために取り組む専門的な力の醸成と、いろいろ変わっていく先生像が求められてきています。それで、さらに加えて2020年から、先ほど申し上げた学習指導要領が変わっていくわけですが、やはり備えあれば憂いなしですから、今からその先生方に支援していくその体制環境づくりを作っていくのは市の教育委員会、教育行政サイドだと私は考えます。市行政の役割かと考えます。この辺について、まだ早いではなくて、今からその準備をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

8月1日に指導要領改訂に向けた中央教育審議会の中間報告が公表されました。中間報告によれば、小中高を通じて英語教育が強化され、コンピュータを使ったプログラミング教育も実施するなどとなっております。また、学びの本質として重要となる主体的・対話的で深い学びの実現を目指すアクティブ・ラーニングの導入などがうたわれております。

本市の各中学校区においても、次期指導要領を意識した学び合いという学習形態をはじめとする研修に取り組んでおります。教育委員会としましては、これらの研修を支援し、より充実させ、円滑に移行できるよう、国の動向を注視しながら学習環境の整備を含めて対応してまいりたいと考えます。

○林 修三君

変わる教育体制の中で、やはり先生方のいろんな研修等々これから出てくると思うんですけども、忘れてほしくないのは、そこで子どもが不在となる、これは、子ども不在だけはやめていただいて、子どもがそこにいて、なおかつ先生方が忙しいでしょうけどもやらなきゃいけないこと、このことをしっかりと教育行政サイドにその役割を果たして行ってほしいというふうに思います。

それから、変わる学校・先生に対する地域・保護者との連携についてなんですけども、学校は意欲あふれ、笑顔の絶えない子どもたちの育成目指して日夜努力していただいております。しかしながら、先ほどから述べておりますように、ますます忙しくなる学校現場であり、先生方の構成も今後変わってきます。これからは、より地域と保護者と学校が一体となって子どもを育てるんだということの認識、意識が今まで以上に私は求められる時代が来たなというふうに考えますが、この点についてどのように考えておられますか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

社会の変化や時代のニーズへの対応、なおかつ次期学習指導要領への移行の中で、学校、教職員に求められるものが今以上に多様化することが予想されます。このような中、学校、家庭、地域の役割を尊重しつつ、お互いに連携・協力することが重要と考えております。

本市においても、放課後子ども教室や家庭教育学級の開催など、地域の教育力を活かした取り組みを進めているところです。今後、幼小中高連携教育を引き続き進めていくとともに、学校、地域、保護者が連携して八街の子どもたちを育てていけるよう、教育委員会が一丸となって進めてまいります。

○林 修三君

八街市の教育課題として、学力向上・不登校問題・家庭教育向上等々が上げられるとは思いますが、これらの課題を少しでも解決していくには、子どもたちをこれまで以上に意識して地域、家庭、学校の連携教育が求められるということは、学校だけではなく家庭も地域も一緒になって、これから子どもたちの教育には私たちが必要なんだよねという意識が必要なんです、そういうところへぜひ地域や家庭の方々を追い込む、追い込むとは言い方が悪いですが、そういうPR、啓発をしてほしい。ですから、あえてお伺いしませんが、団塊の世代を含めた人たちや今再任用されている幾つかの先生方もおるようですけども、やめられる先生方、たくさんいるわけです。そういう方々を何らかの形で活用する、それも1つの連携なんです。そういう形をぜひ作り上げて行ってほしいなど。

また、家庭教育力についても、これは、ここだけはちょっと教育長にお伺いしましょうか。

家庭教育力、今、教育委員会で家庭教育学級やいろんな形で家庭教育の支援を行ってはおりますが、私は今のままだけではなかなか前に家庭教育力は向上していかないのではないかと心配しています。そこで何か新しいテコ入れがもう1つ必要なのかなと思うんですが、それについて教育長はどうお考えでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

今まで以上の家庭教育力の向上というご質問だとは思いますが、家庭教育というのは八街市の連携教育の三本柱の中の1つ、学校・家庭・地域との連携の中に含まれておりまして、今現在も家庭教育力の向上を目指して連携の中で頑張っているところではございますけども、今後新たな方法はないのかというご質問ですので、1つお話ししますと、学校と家庭の一層の連携強化という部分で、学校教育と家庭教育の相互の理解というのが非常に大事なのかなと考えております。

そこで、私ももう既に各学校にはお願いしているところなんですけど、個々の児童生徒の長所、そして課題について、各家庭、児童生徒と直接そのことについて話し合う時間も大切ですけど、その内容については家庭との連絡をするようにというふうをお願いしているところがございます。そうすることによって、同じスタンスで同じ課題、同じ長所という認識を持った上で学校教育と家庭教育が協働していく、同じスタンスで子どもを育てていくというのは非常に大事な部分かなと思っていますので、これは今後も引き続き強く進めていきたいなと思っています。

もう1つは、学校と家庭の中にさまざまな組織を取り込んでいきたいなと思っています。それは青少年相談員さん等さまざまな学校を取り組む組織がございます。PTAさんも含めてそうなんですが、そういう方々を含めて総合的な力で家庭教育力を高めていきたいと考えています。

1つの例としては、昨年度、市P連が中心となりましてスマートフォンの使い方、正しい使い方というのを家庭に呼びかけるポスターを作成して、今配布しているところがございます。そういうのが1つの取り組みですけども、そのような形でいかに家庭教育力をボトムアップしていくかということ、それを教育委員会を中心となって組織を使って、今後、今以上の家庭教育力が出てくるように教育委員会は努力していきたいと思っています。

○林 修三君

ぜひそれを取り組んでいってほしいと思いますし、また、八街市の教育の特色というところ、すぐ幼小中高連携教育が出ます。出ますが、本当に中身がそれに伴っているかという課題があります。なぜかというところ、幼小中高連携教育を進めているのは学校なんです。でも、あれは家庭・地域・学校が連携して幼小中高連携教育をやるということなんです。その家庭・地域にぜひそれを広げる手だてをこれからとらないと、本当に中身のある幼小中高連携はできないのです。学校の先生だけの負担ではだめなんです。ぜひ、その辺をこれから教育委員会でも働きかけていってほしいし、先生方と一緒に地域や家庭に広げていってほ

しい。また、今日は市の執行部がそろっておりますから、青少年健全育成を含めて、前から言っているように、教育というところがすぐ学校教育なんですよ。違いますよ。教育は全てにわたってみんなで子どものためにフォローアップするものなんです。ですから、青少年健全育成といえば関わりのある担当部課がいっぱいあります。それと教育委員会が一体となって取り組んでいってほしいなということを願ってやみません。

幸いにして、八街市では子どもたちの自殺、あるいは水泳事故等の報告も私は聞いておりませんし、無事に夏休みを終え、新しい2学期、あるいは後期に向けた授業が始まっております。子どもたちや先生方にとって楽しい学校生活や社会生活ができるように、私は願ってやみません。貴重な時間をいただきましたけど、ありがとうございました。

私も市議員になってこの9月で10年目に入りました。市の抱える諸課題については、多くにわたってその都度質問してまいりましたが、まだまだ私の思いが十分届いていないような気がしてなりません。ぜひ、市民は行政に大変期待を持っております。検討するのではなく一歩前へ進む具体的かつ積極的展望性のある実現に向けた取り組みを真摯に行っていただいて、市民に信頼される八街市を構築されることを強く願って今回の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で、誠和会、林修三議員の代表質問を終了いたします。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了します。

会議中ではありますが、昼食のため休憩します。午後は1時10分から再開します。

（休憩 午後 0時12分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の代表質問を許します。

○京増藤江君

それでは、日本共産党を代表して質問をさせていただきます。

市長及び教育長の政治姿勢、そして介護保険制度の充実、道路の安全対策の3点にわたって質問をさせていただきます。

その前に、この間の台風の被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げます。日本では、毎年各地で台風による大きな被害をこうむっておりますが、近年は特に異常な豪雨などが発生しており、災害への備えや対策を強めることが必要となっております。本市においても、災害への備えを強めるとともに、大きな被害をこうむられた農家の方々にできる限りの

支援をお願いしたいと思えます。

それでは、まず1点目に、市長、教育長の政治姿勢についての（1）安全・安心な街づくりについて伺います。直近の大雨の状況について、まずお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

8月16日夕刻から17日の未明にかけて台風7号が千葉県に接近した際の時間最大雨量は、16日深夜23時から24時で54ミリメートルで、2日間で総雨量134.5ミリメートルでございました。この豪雨による冠水は12カ所発生しています。

市の対応としましては、16日より職員を市役所内に待機して電話対応や現場確認を行っております。また、18日午前10時半頃よりゲリラ豪雨が発生し、このときの最大雨量は12時から13時で34ミリメートルで、この日の総雨量は56ミリメートルの雨量が観測されております。このゲリラ豪雨により通行止め4カ所、冠水12カ所発生しております。22日の台風9号につきましては、時間最大雨量は22日の11時から12時で24ミリメートル、この日の総雨量は105.5ミリメートルであり、被害状況につきましては、倒木や冠水により通行止めが9カ所あり、適宜対応を行っているところであります。そのほかは倒木が78カ所、冠水は16カ所となっており、土砂流出箇所は14カ所という状況でございます。

市の対応としましては、全庁応援職員による通行止め及び冠水による土のう設置及び倒木撤去作業により深夜まで作業を行っております。この一連の暴風及び豪雨被害に対しましては、現在被害箇所の修復に取り組んでいるところでございます。今後も全庁体制での職員及び市内業者の協力をいただきながら被害の対応をしてまいります。

○京増藤江君

本当に今回の被害は大きなものがありました。職員の皆さんも本当に大変な中ご苦労さまでした。それで、本当に私も職員の皆さんが、例えば通行止めになったところでも風が強い中、立って頑張っていたということも本当に感謝しているところでございます。そういう中で、今回停電が長引いた地域があるのですけれど、復旧の見通しについてはどのように知らせたのか伺います。

○総務部長（武井義行君）

今回大変風が強いということで、最大で市内9千600件停電がございました。特に東金ですとか大網白里町、そちらの方面が八街市に通じる、その辺のルートが大変被害が多かったということで復旧も大変遅れておりました。これは、なかなかその辺の復旧状況というものを東電の方にも再三問い合わせているのですが、なかなかまず連絡がとれないという状況もあった中で、何とかとれたときに「随時復旧は行っておりますので」と。目途はいつ頃ですかということでもなかなか明確な回答をいただけなかったという状況でした。そういうことで、一般市民の方も当然東電に問い合わせてもなかなか連絡がとれないということで、市役所の方にかなり件数が来まして、お叱りも受けたところでございますけども、そういった

状況を説明させていただきまして、特に南部方面、井戸水を使っている方、大変給水に困っているということで行政防災無線による呼びかけですとか広報車による巡回を行ったりして、そういったことを呼びかけていったのですが、なかなか停電の復旧については市でも把握できなかったという状況がございます。

そこで、市長が先日関係の東金営業センターの所長さんをお呼びしまして、その辺をしっかりと改善するよというということで要望書も提出しておりますので、今後は連携を密にしながら、極力情報提供を市としてもできるように、今後心がけていきたいと思っています。

○京増藤江君

停電によって水をつかえなくなったとか、また冷蔵庫のものが心配だとか、本当にさまざまな状況が生じていたのですけれど、いつ電気が復旧するのかというところで、やはり皆さんからはかなり苦情があったというふうにお聞きしています。本当にそういうときに、やはり市の方は東電ともやりとりをしているけど、まだその見通しが立たないのですとかそういうのを早目に知らせてあげれば、仕方がないかということで、待つしかないかみたいに状況がわかると思うんですけど、ぜひそういう点も対応してくださっているということですので、なるべく住民の皆さんが不安にならないよというのでお願いしておきたいと思ひます。

次に、第三雨水幹線事業の実施効果について伺ひます。事業によって解決するとしていた場所の冠水は解決したのか。解決しなかったとしたら、その要因を伺ひます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

大池第三雨水幹線につきましては、昨年10月に工事が完了したところでございます。幹線とは、広い地域の排水を引き受ける口径の大きな管で地中深く埋設されているため、直接雨水を取り組むことが困難であることから、幹線を整備しただけでは冠水はなくなりません。冠水を解消するためには、幹線から伸びる枝線を整備するなど地表の雨水を取り組むための工事が必要となります。

ご指摘の4カ所のうち駅北側土地区画整理内については、既に枝線整備工事を行ったことで雨水は適切に処理されております。伊藤商店付近につきましては、国道409号を横断させ、伊藤商店側からの雨水をおがわ動物病院付近で幹線に接続する工事を実施しましたので、冠水は軽減されております。

また、市道三区38号線のやなぎや付近につきましては、現在実施設計を委託しているところであり、平成29年度には第三雨水幹線への接続工事を行う予定であります。

なお、一区39号線につきましては、枝線を整備したところであり、おがわ動物病院付近での幹線への接続工事を行ったことで冠水は軽減されておりますが、東小学校北側の一部で多少冠水しておりますので、早期の冠水解消に向け雨水の接続方法を検討しているところでございます。

○京増藤江君

この第三雨水幹線事業は最初から50ミリの雨に対応するというので、最近の豪雨の状況の中では対応しきれないということで、日本共産党は再三警告してまいりました。

今も市長のご答弁にありましたように、今回の雨では東小地先も冠水をして通行止めになりました。そして、伊藤商店地先も通行止めを要望したんだけど、もう職員が行ったら引いていたというような状況で、なかなか50ミリ以上の雨が降ったら、やはり通行止めを要請せざるを得ないような、そういう状況になっていると。先ほどのご答弁では、東小についてもさらに何らかの工事が必要なんだというような答弁だったと思うんですけど、やはり最初から50ミリの雨に対応するというので、本当に八街市全体の冠水をどうするのかという中でこういう事業でなければ、全体の冠水解消できないということでは、私はとても心配でございます。やなぎや地先についてはこれからの事業になるのですが、やはり50ミリ以上の雨が降ったときに同じような結果になるのではないかと、これが心配されるのですが、いかがでしょうか。

○下水道課長（山本安夫君）

先ほど市長の方から答弁がありましたように、三区38号線やなぎや付近の冠水対策につきましては、現在実施設計を実施している段階でございます。一応管径の大きさにつきましては、約700ミリの管を埋設するというような形で事務方が検討しておりますが、実施設計の中でどのような管径の大きさが出てくるかということについては、今後見なきやいけないと。また、平成29年度に工事を実施するという形で、現在国の方に概算要望をしております。この概算要望が通れば、来年4月には内示があり実施ができるという形で、できるだけ一般財源をあてにしない形で国庫補助金、あるいは地方債で賄っていただけるような工事を実施していく考えです。

また、先ほど50ミリという雨の話がございましたけども、公共下水道、雨水につきましては、5年確率50ミリという形で計画をしております。これは、全国的にそういうような形でやっておりますので、今後、先ほど議員さんがおっしゃりましたように、50ミリを越すような雨はゲリラではなく、常時毎回70ミリ、80ミリと雨が降るようであれば、国の方針としても変わってくるでしょうし、会計検査でもそのような意見が出てくるのではないかと、このように考えております。

以上です。

○京増藤江君

これは全国的であり、もう八街市だけではなくて本当に大きな被害が起きているという点では、少しでも被害をいかに少なくしていくかというところでは、今後さらにやっていかなければならないのですが、やなぎや地先をやるというのであれば、私はこれ以上本当に財政を使ったら、ほかのところはどうしようもなくなるというふうには思います。市の財政を使わないようにするという答弁だったので、ぜひするならばそのようにすべきだと思います。

次に、全市的な冠水解消計画をお伺いします。私ども共産党は、調整池設置などによる全

市的な冠水解消計画などを要望してきました。今後の全市的な解消計画を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市道等の冠水対策につきましては、ゲリラ豪雨等にあたって、雨水流出を抑制するための調整池の整備や流末排水の整備を順次実施しているところであります。そのほか学校のグラウンドにおけるオンサイトでの流出抑制のための整備も行っております。

八街市は、地理的に印旛沼に流出する高崎川、南部川、鹿島川及び太平洋側に流出する真亀川、作田川の最上流に位置していることから、これらの整備計画を踏まえ、調整池などの整備を含め対応しているところであります。

また、休耕田用地等を市で借用し、調整池等に活用もしております。現在のところ全市的な計画を策定することは考えておりませんが、今後も調整池の設置などを実施し、雨水の流出抑制を行い、冠水解消に努めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今のところ全市的な解消計画は考えていないという、そういう答弁でございました。しかし、もう常にというか、たびたび冠水するような通学路、また交通量の多い地域、また通行せざるを得なかったような富山地先などについては、私はやはり早急な解消計画が必要と思うんですけど、この交通量の多い地域についての解消計画についていかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

お答えいたします。

近年の集中した降雨量のゲリラ豪雨などによりまして、また、あるいは宅地化の進展ということの中で道路冠水等が増加していることは把握しております。これまでも道路冠水箇所を解消するため、流末の整備や調整池等の設置を行い、雨水を抑制する整備や排水先の検討等実施してきたところであります。雨水を一時的にためるための中小規模の調整池を設置し、雨水の抑制に努めてきたところでございますが、まだ全面的な解消には至っておらないのが実情であります。

八街市の地域的な課題といたしまして、先の答弁もありましたように、下流への流出抑制を図った上で排水施設の改修や排水部分補修、そのような整備が必要となります。これを行うにあたってはかなりの財源等も必要になってまいりますので、それらを踏まえた中で雨水対策に努めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

それでは具体的な解決策は全然見えないと思います。例えば、本当にたくさんの通行量がある中央中地先、大雨になればすぐに冠水ですよ。私もこの前も見てきましたけれど、膝までの長靴を履いても通れないようなところがあります。そうすると、今度はそれに直結している住宅地にももう歩けないぐらいの道路が冠水するわけですよ、住宅地の道路。ですから、そういうところは早急にやるべきだと思いますし、あと線路脇のセブンイレブンのところも子どもたちがたくさん通ります、歩道。あそこも雨がぱつと降りかかって、本当に子どもた

ちも通学のときは大変です。あと富山地先もありますけれど、そういう一つ一つをどう解決するのか、大変なところは解決するのかと、その具体的な政策を1つでも2つでも解決策を考えるべきじゃないですか、いかがですか。

○建設部長（河野政弘君）

具体的なということでございますけれども、市といたしましても順次調整池等を整備しているところでございます。ご存じのように大池調整池も含めまして、先般二区の方にも調整池を設置等をしてございます。先ほど申し上げましたように、どうしても八街から雨水を流出するためには調整池が必要でございますので、ご指摘の中央中あるいはセブンイレブン、そういうところも含めて、その近接の土地ですとかそういうもののご理解等も必要になりますので、そういうことも含めて取り組んで参ります。

○京増藤江君

長年そういう事態がありながら、先に全体の計画を立てずに第三雨水幹線事業をやってしまう。そういうところが私は、やはり全体を見ていないということになると思います。本当にその地域で暮らしておられる方々、困っているわけですから。私は早く対応していただきたいと思います。

次に、グループタクシーの運行についてなんですけれど、もう高齢者の方々がいつかいつかと待ち望んでおられますが、このグループタクシーの運行の実施主体をまず伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

グループタクシーとは、助成対象を高齢者等の交通弱者と限定いたしまして、利用回数をタクシー助成券の交付枚数としますが、単なるタクシー助成券の配布とは異なり、地域の高齢者の方々が数人でグループを作り、買い物や通院などのタクシーを利用する際に、タクシー運賃から助成券の金額を差し引いた料金を乗り合わせた利用者で負担する制度でございます。

なお、1人でも助成券は使用できますが、1乗車につき1人1枚使用できるため、グループで乗り合わせするほど自己負担が安くタクシーを利用できるほか、地域の住民が声をかけ合い、共同でタクシーを利用することを通じて地域のコミュニティー形成に寄与できるという効果が期待できます。

本事業につきましては、現在事業内容を八街市地域公共交通協議会において協議検討しているところでございますが、導入する際の事業の実施主体は八街市となります。

○京増藤江君

やはり責任を持って運行していくという点では、八街市が実施主体というのが安心できると思います。

次に、補助金の根拠についてなんですけれど、私ども共産党は、玄関から目的地まで利用できる乗り合いタクシーを要望してまいりました。今回のグループタクシーの運行については、高齢者の方々の要望に沿うことができるような十分な補助金は確保されるのかどうか、

その点をお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

先に答弁しましたとおり、グループタクシーにつきましては、現在事業内容を協議検討しているところであり、補助金額につきましても決定はしておりません。千葉県内の他の自治体では、高齢者外出支援事業としてタクシー料金の補助を習志野市、南房総市、八千代市などが実施しており、補助金額につきましては各自治体によって異なりますが、1枚当たり500円からタクシーの初乗り料金である730円の助成券を年間30枚から48枚程度配布しております。対象要件につきましても、年齢や所得による制限のほか公共交通の利用できない地域の住民に限るなど実施している自治体によって異なります。

本市では、八街市地域公共交通協議会において国の補助金を活用し、高齢者の外出行動やグループタクシーの利用意向について、無作為に抽出した市内在住700名の高齢者を対象に郵送によるアンケート調査を今年中に実施する予定でございます。こういったアンケート調査の結果をもとにグループタクシーの利用者推計及び公的負担額のシミュレーション調査を行い、本市の実情に合致した補助額や補助対象者の要件について検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ほかの地域のこともよく調整をして、そしてこれからアンケート結果を見ながら詳細を決めていくということでした。なるべくこのアンケートの結果に沿って、住民の皆さんの要望に沿うような、そういう運行をしていただきたいと思います。このグループタクシーは玄関から目的地まで利用できるということでは、私どもが要望してきた乗り合いタクシーと同じ意味合いがあると思うんですが、そうですね、まず。

○総務部長（武井義行君）

はい。今、議員がおっしゃられたとおり、目的地まで行けるということでございます。

○京増藤江君

ぜひ皆さんのご要望に沿った、そういう運行をしていただきたいと思います。

次に、教育問題について。学校教育における政治的中立性について伺います。自民党は、「中立性を逸脱した教育を行う先生方がいる」などとして、公式ホームページで学校教育における政治的中立性についての実態調査を行いました。この調査は、教師の政治的な中立を逸脱するような言動について、いつ、どこで、誰が、どのように行ったかを生徒や保護者、同僚教師などに密告させるものです。当初、「子どもたちを戦場に送るな」という主張を中立性を逸脱した教育として例示したことに對し、「もはや戦争反対が偏向教育になったのか」などと批判が集中し、この該当箇所を削除しました。これは当然のことです。政権与党による教育へ不当な介入は許されるべきではありません。教育は、憲法の趣旨を踏まえて行われるべきと思いますが、まず市長の見解を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

教育における政治的中立性につきましては、教育基本法第14条第2項で「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めており、また義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第3条においても「何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治団体の政治的勢力の伸長または減退に資する目的をもって、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体の組織または活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が義務教育諸学校の児童または生徒に対して特定の政党等を支持させ、またはこれに反対させる教育を行うことを教唆し、またはせん動してはならない」と定めております。このように法律では、学校の教育活動を特定の思想に偏ったものであってはならないことを明らかにしています。

教育の場では、児童生徒たちは先生の言うことを正しいものとして学習することになります。そのような状況下において、先生が必要な政治的教養以外に、先生個人の主観に基づく思想を持ち込むことは、本来自主的に判断を下すための知識・能力を得る場であるはずの教育の場がゆがめられることになり、社会経験等の乏しい子どもたちに大きな影響を及ぼすことにつながりかねません。このことから特定の思想に偏った教育をすることは、あってはならないものと考えております。

○京増藤江君

そのとおりだと思います。特定の政党や思想についてのそういう子どもたちに影響を与えるような、そういうことをしてはならない。そういう意味での中立性は必要なんですけれど、今回自民党が行ったことは、まるっきりこういうことではありません。今、市長が答弁されたようなことについてするならわかりますけれど、全く違う。子どもたちを戦争にやらない、そういうこともいけないんだと。もう戦後これは、国がやってきた、起こしてきた戦争を反省して、戦後先生方が子どもたちを戦争にやらないんだと、そういう決意のもとに教育が行われてきた。それを本当にひっくり返すような、そういう内容だからこそ私は重大な、それこそ私は政治的な中立を逸脱しているのではないかと思いますけれど、それでお聞きしております。

それで、今度は教育長にお伺いしますけれど、八街市においては何らかの実態調査はあったのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会といたしましては、ご質問いただいたような調査は実施しておりません。しかしながら、学校教育における政治的中立性を確保することは重要なことだと認識しております。今後も学習指導要領に定められた内容に準じて適切な指導がなされるよう指導してまいります。

○京増藤江君

八街市では行っていないということで答弁がありました。そして、教育指導要領に基づいてこれから政治的中立性については考えていくというような答弁でした。私は、学習指導要領ではなくて、やはり私は憲法に基づいたそういう政治をすべきだと思うんです。その学習指導要領は時の政権の考えが入っていると思います。今の答弁であるならば、学習指導要領に基づいて教育を行うことが中立であるという考えなんですか、まずそのことをお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

私たちは、教育は学習指導要領に基づいて指導することが原則になってございます。そこから逸脱することはできませんので、あくまでも学習指導要領に沿って私たちは政治的中立についてきちんと指導してまいりたいと思います。

○京増藤江君

今、安倍内閣は集団的自衛権を閣議決定して、そして専門家の方々、弁護士さん、それから法律関係の方々から憲法違反である安保法制、そういうことを強行いたしました。そういう中で、本当に国民の反対がわき起こっているわけです。本当に平和教育をしてほしい。八街市民の方からもそうなんです。子どもたちを戦争にやるような教育はしてほしくない。やはり憲法の三原則、民主主義、国際平和主義、基本的人権を尊重した、そういう教育が必要だと、そういう声があるわけなんです。

ですから、やはり私は教育委員会としては、この憲法の三原則にのっとって、もちろん教育指導要領は大切なんですけど、だけれど、そこについても私は、もしそれが憲法に違反しているようなことがあれば、私は子どもたちのために物申していかなければならないときもあるかと思うんですけど、その点についていかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほど市長の方からも答弁の中にありました教育における政治的中立というのは、教育基本法の第14条第2項、そして、または義務教育諸学校における教育の政治的中立確保に関する臨時措置法第3条と定められて、それに従って私たちは指導しております。それは全て憲法下で設定されたものと判断しておりますので、今、議員の方からお尋ねになりました憲法に沿ってというのは、私たちは常にしておるつもりでございます。

○京増藤江君

憲法に沿って教育をしていくということですよ。確認をいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

ですから、先ほどからしつこく同じ答弁で申し訳ございませんけれど、教育基本法及び義務教育諸学校における教育の政治的中立確保に関する措置法というのは、全て憲法下で作成されておりますので、それに従って指導してまいります。

○京増藤江君

私は、これは本当に子どもたちにとっていかに幸せに生きてもらうか、平和の中で生きてもらうかというところでは、もう根本問題だと思います。午前中の教育に関する質問の中で、

子ども不在の教育行政はやめてほしい、学校・家庭・地域の協力が教育には必要なんだ、こういう提案もされました。私は本当にそのとおりだと思います。しかし、密告が奨励されるような事態になれば、それぞれが分断されて必要な協力は得られなくなります。また戦争になれば、子どもの命も危うくなり、親兄弟を失うことにもなりますから、やはり戦前の政府によって再び戦争の惨禍が起こることがないように、私は国による教育への不当な介入があったときには、私はやはりここは憲法に沿って物申していただきたいと要望をしておきたいと思います。

次に、介護保険制度の充実について伺います。介護保険制度は、3年ごとの見直しのたびに保険料を引き上げ、サービス支給の縮小など改悪が続けられました。安倍内閣は、要支援1、2の生活援助や通所サービスを保険給付から外しましたが、さらにサービス削減、負担増の議論を始めております。誰もが安心してサービスを受けられる制度を市民の方は望んでおられます。

そこで、まず、介護予防・日常生活総合支援事業について伺います。前年の同時期と比較して現在の認定や給付等の現状はどうなっているか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

要支援認定者数について、平成27年度6月末日現在と平成28年度6月末日現在を比較いたしますと、平成27年度の要支援1は209人、要支援2は215人で、合計424人です。平成28年度では要支援1が208人、要支援2が233人で、合計441人と若干の増加傾向にあります。

次に、4月から6月までの3カ月間の給付件数の比較をいたしますと、平成27年度介護予防訪問介護は324件、平成28年度介護予防訪問介護は292件、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスは54件です。

また、平成27年度介護予防通所介護については320件、平成28年度介護予防通所介護は357件、介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスは79件で、介護予防通所介護については増加しているものの、月単位では徐々に減少している状況でございます。このように要支援者に対する訪問介護、通所介護においては、平成28年4月より施行した介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス、通所型サービスへ特に支障なく移行していると認識しております。

○京増藤江君

今回要支援1、2の方々のサービスが、訪問介護・通所介護が八街市の事業に移されてきたのですが、全体的には昨年とサービスの支給の状況は変わっていないということで、ぜひ今後も必要な人には認定も、またサービスもしていただきたいと思います。

私は、4月から八街市でも事業形態が変わってきたのですが、それと同時に八街市の総合支援事業が始まったわけなのですが、その同じ4月から家族同居の方で昼間は独居となる方が家事援助を利用していたもののサービスを削減された、こういう声を聞いております。

サービスが不要になったのではなく、必要であるので有償サービスに切り替えたこと、こういう事態が起きております。必要なサービスを削減してはならないと思うんですけど、この実態を伺います。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

今ご質問のありました生活援助につきましては、入浴、排せつ、食事の介助等の身体介護以外の訪問介護ということでございまして、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助をしていたというものであって、利用者が単身、あるいは同居家族がいても障害、あるいは疾病などのために本人や家族が家事を行うことが困難な場合に提供されるサービスでございます。

しかし、その障害や疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない理由で家事が困難な場合につきましてはサービス提供が受けられるという状況です。そういった中で、ごく一部ではございますけれども、単なるお手伝いと変わらないようなヘルパー利用、あるいは自分の気に入ったヘルパーさんじゃなければ受け入れないといったような事案が見受けられたところでございます。

そこで、サービスを利用する方に対しまして、必要なサービスが適切に提供ができるよう、国からの指針に基づきまして、家族の協力が得られる事柄につきましてはできるだけご家族の方に協力をしてもらおうということで、家族介護力の低下、あるいは家族の本人への関わりが希薄にならないように適正なサービス利用計画の策定に努めていただけるよう、ケアマネジャーさんをお願いをしたところでございます。

しかし、これは決してその同居家族がいる利用者の生活援助というものを削減しようとするということではございません。個々のケースによりましては、掃除、洗濯といった家事援助のサービスがどうしても必要だという方は、これはもちろんいらっしゃるわけですので、利用者やその家族の状況を十分に把握して、利用者にとって真に適切なサービスが提供されるようなサービス利用計画を策定していただきたいということでございます。これまでも同居家族がいる利用者の生活援助については、サービス利用計画書を作成する上で判断に迷うことがあれば、ケアマネジャーさんからの相談は受けてまいりましたが、これも引き続きましてケアマネジャーさんとの連携を図りながら、利用者の方が安心して必要なサービス提供が受けられるよう努めてまいりたいというふうに考えています。

○京増藤江君

先ほど私が申し述べた例については、やはり介護保険、介護を社会化するというその理念から外れて家族介護に戻していく、そういう国の姿勢の中で私は起きてきていると思います。今の答弁の中では、そのサービスを介護保険のサービスから外されたものの有償サービスを使っているということは、やはりその援助が必要な方たちですので、そういう方たちに対してはケアマネさんが必要とすれば相談に乗って、また事業再開することがあり得る、そういう答弁でございましたので、それはやはり元に戻ってサービスを受けられるということではないんですね、確認いたします。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

先ほども申し上げましたように、同居家族がいる場合であっても、その家族が障害、疾病等で家事を行うことが困難な場合については、その生活援助というものを利用していただくことは、これはもちろん可能でございます。

したがいまして、その本人、あるいはその家族の状況を十分に把握していただいて、調理、洗濯、あるいは掃除などの生活援助を受けなければ日常生活を営むことに支障があるということであれば、サービス利用計画書を再作成していただくことで介護保険の生活援助を受けていただくことにつきましては可能でございます。

○京増藤江君

介護保険は利用料の1割負担で済みますけれど、有償サービスは全額ということで、これではお金が続かないということで、家族が仕事をやめざるを得ない、そういうことがあってはならないということですので、ぜひ今後対応していただきたいと思います。

それから、介護保険給付が縮小されました。昨年8月から特養等利用されておられる方々へ一定額以上の貯金があったり、また配偶者の所得が還元されて施設入所の補足給付が受けられなくなりました。例えば、介護保険第2段階の方が多床室の居室と食費の負担の例なんですけれど、30日で計算をしますと、今までだったら限度額2万2千800円で済んでいたのですが、昨年8月からは6万6千600円と約3.3倍分払わなければならない。貯金が1千万円以上ある、そして所得は変わらないという中でこういうことが起きている。全国では、やはり支出が増えて施設を出ざるを得ない、そういう方もおられるようですけれど、八街市ではこの負担増によってどのような影響があったのかお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年8月時点で、特別養護老人ホーム等利用者にかかる費用のうち住民税非課税世帯の利用者については、申請に基づき、食費・居住費の負担を軽減する補足給付として特定入所者介護サービス費を支給しており、昨年8月からは配偶者の所得の勘案等により住民税課税者となる場合には、特定入所者介護サービス費の対象外となりました。平成28年7月31日時点において、この補足給付承認数は650件となっております。また、昨年8月に施行された介護サービス利用料の2割負担者数ですが、昨年8月時点で110人となっておりますが、この方々は、被保険者本人が住民税課税者であるため補足給付対象者に該当いたしません。

今後も、低所得者については現行同様の補足給付を継続してまいりますので、申請の際には十分な調査を行ってまいりたいと考えております。

○京増藤江君

所得が低い方々には補足給付、今後も、もちろんこれは変わっておりませんから、していくという点ではいいですけれど、112人の方々にはその軽減ができなくなったと。これは、収入があるというようなお答えでしたが、もうちょっとこの点については私はどうかなどはと思いますが、ちょっと時間がありませんので、次にまいります。

政府は、要支援1、2の方々を保険給付から外しましたけれど、今後は要介護1、2も保険外しをしていくと。そして、福祉用具貸与についてもその介護保険から外していく、そういう方向を示しておりますが、もしもそうなった場合に、八街市の市民の皆さんにはどのような影響があるのかお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、国では介護保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するために検討を行っている点と報道されている点は認識しているところでございます。

具体的な内容としては、軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具貸与及び住宅改修にかかる負担のあり方などについて活発に議論されていると承知しております。このように、現在議論されている内容の介護保険制度の根幹である負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化のさらなる充実のため、本市におきましても国の動向を注視しながら、サービス利用者が要介護度に即した介護サービスの提供を安心してご利用いただけるよう、対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

この要介護1、2の方々を認定から外したり、また福祉用具を借りている方たちについて保険から外していく、そして実費をとっていく、こういうことは負担の公平とは関係ないと思います。やはりこういうことがされれば、保険から外されれば制度を利用できなくなる方がたくさんいらっしゃる。そして介護度をますます重くしてしまう。そして家族介護が必要になって離職が増えてしまう。本当にそういうことが起きていく。それが今関係者にとっては心配されていることです。

ですから、私は市長が、やはりもしも本当にこれが現実になったらどれだけ困るか方がいらっしゃるかわからないわけですから、ぜひこれは、私はさせないようにと、改悪させないようにと頑張っていただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、保険料・利用料についてなんですが、保険料・利用料の減免・軽減について。介護保険料が高過ぎると悲鳴が上がっている中で、昨年4月から第6期介護保険制度が始まり、平均で約19.8パーセントも介護保険料が引き上げられました。27年度は収納率、下がっております。こういう中で、65歳以上の介護保険料普通徴収のうち平成28年6月1日現在の滞納者は、八街市は1千50名です。富里市は516名、成田市は724名と八街市の滞納者は大変多い。いかに暮らしが大変かということがあらわれていると思います。そういう中で、保険料滞納により給付を制限されている人は7名です。この方たちについて、私は保険料の減免、また軽減が必要だと思えます。また利用料についても必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護保険料の減免制度につきましては、本市の介護保険料減免取扱基準に従い、第1号被

保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、災害により著しい損害を受けた場合、長期入院により収入が著しく減少した場合、死亡した場合、心身に重大な障害を受けた場合など、個々の事由に応じて25パーセントから最大100パーセントの保険料額の減免を実施し、申請後速やかな対応に努めております。

なお、介護保険料の独自減免については、被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険財政の運営と財政規律の観点から、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入については適当でないため、いわゆるこの3原則の遵守に関し、各保険者に対し適切に対応するよう国・県より指導されておりますので、従前のおり本市の減免取扱基準に基づき、被保険者個々の事情に応じて対応してまいりたいと考えております。

介護サービス利用料の軽減につきましては、1カ月間に利用者の自己負担した額が一定の額を超えると利用者負担の軽減を図るため高額介護サービス費を支給しており、その所得段階に応じて所得の低い方に多く支給されるよう制度設計がなされております。

また、介護サービスの利用料の軽減対策については、市民税非課税等の低所得者に対する補足給付として低所得の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用した際、本来保険給付の対象とならない食費、居住費について負担限度額を設定し、限度額を超える分は特定入所者介護サービス費として現物支給していることから、現行制度においても所得の低い方に対して制度的配慮がなされているものと考えております。

このことから、今後につきましても、国の制度に準じた利用料の軽減措置を実施してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

それでは、私の質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の代表質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時02分)

(再開 午後 2時14分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、小澤孝延議員の代表質問を許します。

○小澤孝延君

やちまた21の小澤孝延です。

まずは、7月26日未明、神奈川県相模原市の障がい者支援施設津久井やまゆり園における殺傷事件発生に際し、26名の重軽傷者と19名もの尊い命が奪われてしまったこと、私も障害がある方への支援に携わる者として遺憾に堪えません。この事件により、障害がある

方の権利擁護のあり方をはじめ、今後の障がい者施設の防犯を含めた危機管理体制の構築や障がい者の生命と尊厳が守られ、さまざまな権利が行使できるよう、インクルーシブ社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要性を強く感じています。被害に遭われた方々のご冥福とお見舞いを申し上げます。

また、台風9号は、十数年ぶりの千葉県への上陸により、八街市においても4億円を超える被害がありました。台風10号では、岩手県や北海道をはじめ豪雨被害により甚大な被害となっております。さらに台風12号の進路にも警戒が必要です。被害が最小となるようお祈りするとともに、一日も早い復旧・復興を願っています。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、市民と行政の協働の推進について。市内の人材や地域資源を活かし、どのように具体的に進めていくかという課題意識の中で基本的な質問を取り上げてまいります。

要旨(1)八街バイパスについて。八街市は県都千葉市を含む県西部と成田国際空港の位置する県北西部、さらに九十九里浜に代表される県南東部のほぼ中央に位置し、旧来より交通の要衝となっております。特に八街駅周辺は、国道409号線、千葉八街横芝線、成東酒々井線等国県道が集中しており、駅利用交通と通過交通により慢性的な交通渋滞を引き起こしています。

そこで、主要地方道成東酒々井線八街バイパスの整備は、駅利用交通と通過交通との分離を図り、優良な都市環境と交通混雑の解消、歩行者の安全を図るため平成6年度より道路事業と街路事業を導入し整備が推進され、平成23年5月に八街市大木地先から八街市に地先を結ぶ約1.5キロメートルが一部開通しました。現在は、五区交差点から国道409号線までの1.2キロメートルを平成28年度中に暫定片側一車線での供用開始を目指し工事が進められておりますが、この八街バイパス全線開通に向けての工事の進捗状況はいかがか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街バイパス事業につきましては、千葉県の事業として平成23年度に供用を開始しました二区地先から大木交差点までの約1.5キロメートルと残る約1.7キロメートルを整備することになっております。このうち国道409号から五区交差点付近までの約1.2キロメートルの区間を平成28年度末までに片側1車線での供用を目指して順次工事が進められております。残りの国道409号から成東酒々井線までの約500メートル区間につきましては、引き続き地元関係者のご協力を得ながら、残る用地の取得を進め、早期の完成を図られるように事業の推進に努めると県から伺っております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

続いて、平成23年5月に一部開通した八街バイパスにおける年間の交通量についてお伺

いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街バイパスの交通量につきましては、計画交通量で1日当たり約1万台程度となっております。なお、平成23年5月に供用開始した部分の交通量としましては、平成25年11月、大木交差点での交通量調査を実施したところ、平日の午前7時から午後7時までの12時間の合計で、約5千800台となっております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。この主要地方道成東酒々井線八街バイパスが一部開通したことによって、国道409号線や八街十字路をはじめとした市内各所の交通量に変化はあったのかお伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

お答えいたします。

八街バイパスが一部完成いたしました平成23年度に実施いたしました交通量調査によりますと、八街バイパスとあわせて整備いたしました八街都市計画道路349号金比羅も含めましてその交通量が分散したと思われまして、中心部の周辺での交通量は減少しております。特に八街十字路を通過する車両については、各方向とも通過量は減少しております。

ただし、これが全てバイパスの効果かということの実証できないところでもありますけれども、八街十字路をちょっと離れたところではちょっと増加しているという部分もございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。ぜひ平成28年度末の開通に向けて進捗をしていただければと思っています。

続いて、八街バイパス事業は、市民の熱い要望で進められてきたと認識しております。平成23年5月から、先ほど来あります八街市大木地先から八街市に地先が一部開通しましたが、中央分離帯や歩道には草木が生い茂り、ところによっては子どもの背丈ほどにもなっているところがあります。特に交差点付近では視界の妨げになり危険を感じます。国県道の維持管理については印旛土木事務所等が所管しているとのことですが、草刈り等の維持管理に関する要望等は都度出されているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市内の道路のうち、国県道の維持管理は印旛土木事務所が行っております。

市としては、道路に生えている雑草について認識しており、除草や清掃について印旛土木事務所に対して実施の要請をしているところでございます。草木の生い茂りは交通安全は元より、景観上も好ましくないことから、今後も引き続き印旛土木事務所に対して要請をしてみたいと考えております。

なお、大木地先におきまして一部の地域住民の皆様方が自主的に除草作業を実施いただいております。改めましてこの場をおかりしまして感謝申し上げます次第でございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。国県道の維持管理については、今市長からの答弁にもありましたが、市や地域住民との協働による草刈りや整備等計画した際には、何か申請と申しますか、どのような申請とか手続が必要なのか。また許可が必要なのかどうかお伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

お答えいたします。

地域の住民の方との協働ということでございますけれども、県が管理いたします国道や県道の維持管理の一部について、道路の清掃や除草等を地域住民の皆様と連携を図り進める千葉県道路アダプトプログラムという制度があり、それにより支援を行っているということでございます。美化活動につきましては、各土木事務所で相談を受け付けているということでございます。

この千葉県道路アダプトプログラムにつきましては、八街市の国県道に関する手続は印旛土木事務所が窓口になっております。土木事務所の方で所定の様式で申し込んでいただければ、要綱に基づき県が市と協議し、合議書を取り交わすことになっております。先ほども答弁がありましたけれども、大木地先の方では既に地域の方が協力いただいているということもございまして、国県道にかかわらず地域の課題ということ、道路を含めまして、それにつきましては地域の住民の方が主体となって解決していこうというようなことの中で、八街市との協働に対しての取り組みについては、今後必要不可欠になると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小澤孝延君

ありがとうございます。各道路の適切な維持管理のため、今部長からもありましたが、アダプトプログラム等の制度を活用しながら地域住民と協働しながら、安全で快適な道路環境の整備を引き続きお願ひをいたします。

続いて、質問事項2、福祉の推進についてご質問させていただきます。要旨（1）指定管理者制度についてです。

指定管理者制度は、民間事業者やNPO法人などに公の施設の管理を委ねることができる制度で、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用して住民サービスの質の向上と経費の節減等を図っていくことを目的に当市も指定管理者制度における条例を制定しています。

当市では、市民の福祉を推進することを目的とした体育施設や文化施設などの公の施設を設置しています。そこで、当市における指定管理者制度導入の現状についてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

指定管理者制度は、民間事業者による経営ノウハウや技術などを公の施設の管理に活用し、サービスの向上や経費縮減を図ることを目的に創設された制度であります。

本市における指定管理者制度につきましては、平成17年9月に八街市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び施行規則を制定し、その実施状況は、平成23年度に指定いたしました八街市障がい者就労支援事業所1カ所でございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。平成23年度の八街市が運営をしていた東吉田にある福祉作業所でしょうか、この指定管理者制度を導入したことにより管理するようになりました。

そこで、指定管理者制度を導入する前と後の人件費であるとか管理費をはじめとした財政支出の状況を含めた効果についてお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

指定管理者制度を導入したことによる効果でございますが、現在指定管理者制度により運営しております八街市障がい者就労支援事業所につきましては、制度導入前の八街市福祉作業所と比べますと、事業形態・利用定員・職員の設置基準等が異なりますので、コスト面で一概に比較することはできませんが、利用される方が増えたこと、専門性の高い支援職員の配置や利用者に対する支援体制が整えられるなど、長年培われてきた民間事業者のノウハウを活用することによりましてサービスの向上が図られているものと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。八街市障がい者就労支援事業所への指定管理者制度の導入についてはある意味成功事例といえると思います。引き続き、この民間の活力とともに競争原理を最大限活用し、住民サービスの質の向上と財政支出を抑えていく必要があると考えます。

そこで、現在市が運営管理する公の施設は、公立の保育園、市立幼稚園、簡易マザーズホーム市立つくし園、市立図書館や八街市スポーツプラザなどがありますが、本市における今後の指定管理者制度推進に向けた計画についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の指定管理者の導入に関する今後の計画でございますが、第二次八街市行財政改革プランにも掲載しておりますとおり、現在直営で管理を行っている公の施設を民間事業者のすぐれたノウハウや技術などを活用することで、管理に要する経費の削減ができ、かつ市民サービスの向上を図ることができるものにつきましては、行政が担うべき役割を精査した上で、積極的に推進してまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。近隣の佐倉市、四街道市、富里市、山武市等における指定管理者制度の導入状況を見てみると、さまざまな公の施設が民間の管理となっています。公の施設

管理に新たに民間の活力を活かした方がよいのか、または今までどおり市が直営で運営した方がよいのか、現状と課題を踏まえた上で検討、推進をお願いいたします。

続いて、質問事項3、地域活性化について質問をさせていただきます。

要旨（1）地域活性化、地域を超えた連携について。地域の中には八街市をこよなく愛し、地域を活性化させたいと心から願い、すてきな考えや取り組みを検討されている方、既に地域活性化に向けて動き出している方がたくさんいらっしゃいます。しかし、その取り組みは一部の広がりだけで、広く市民に周知されていないのが現状です。もっとさまざまな業界、人と出会うことで新たな価値が創造されたり、事業スピードが加速したり、無限の可能性を感じながらとてももったいないことと感じていました。そんなやさき、千葉県で昨年度から新たな発想による起業や起業家育成、起業意欲の増進を図るため、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりなどを一貫して支援するプロジェクト「ちば起業家応援事業 INNOVATIVE HIVE」が立ち上がりました。起業家応援の機運を地域から高め、地域に浸透させていくため、顔の見えるビジネスマッチングの機会を提供するとともに、地域内での起業家応援の仕組みづくりと地域活性化とICTを通じて実現する交流会形式のイベント「つながる」、「広がる」、「生まれる」をテーマとした地域クラウド交流会が県内10カ所で開催されています。

八街市においても、7月9日土曜日に八街商工会議所を会場に地域クラウド交流会 in 八街が開催され、地域の5人の起業家が新事業のプレゼンテーションを行いました。参加者の共通の思いは地域活性化であり、当日は市内や近隣市町から150人を超える参加者が集まり、大変盛り上がりました。

また、八街開催の優勝者が10月10日月曜日、幕張メッセで開催される千葉県全域が対象の第2回ちば起業家ビジネスプランコンペティションにて、ちば起業家賞部門にエントリーされ二次審査に進んでいます。ほかにも八街市からちばビジネスアイデア賞部門へのエントリーもあると伺っています。

このように県内全域に起業を通じた地域活性化の機運が広がる中で、本市として地域クラウド交流会を含め、起業・交流での地域活性化への取り組みに対してどのような支援や関わりを検討されているか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

起業家の応援を通じて地域の活性化を図るため、千葉県及びちば起業家応援事業実行委員会が主催する地域クラウド交流会が県内各地で開催されておりまして、八街市では八街商工会議所青年部の会員で構成するやちまた若者サミットが事業主体となり、本年7月9日に八街商工会議所で開催され、私も参加し、挨拶をさせていただきました。

当日は、150人を超える方が参加し、市内の起業家5人による自分の思いや取り組みなどの発表があり、発表者は自分がそれぞれの仕事を通じて感じていた地域の問題を伝えるとともに、取り組みたい事業案などを参加者に訴え、参加者は自分が一番応援したいと思う取

り組みに投票した結果、最多得票数を得た取り組みは、地域コミュニティスペースとして、落花生など地域の特産品や情報を発信する地産池消カフェを作りたいとの取り組みでございました。

また、起業家同士の情報交換も行われるなど、貴重な交流の場となっております。本市といたしましても、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。ぜひ引き続いての支援をお願いいたします。

続いて、2番目ですが、地域活性化を進めていく上で、八街市民同士の取り組みだけでは本当の意味での地域活性化にはつながってはいかないと思っています。また、同一市内のみならず、近隣の市町村や近隣都道府県をはじめとした他市町村との地域を超えた広域での連携が必要と考えますが、本市として他市町村との連携を図ることは検討されているのかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におきましては、農業体験ツアーを通じて文京区や浦安市などと連携を図り、本市特産の落花生や新鮮野菜の収穫体験をしていただくため、本市に訪れていただいております。

また、八街市推奨の店「ぼっち」との連携を図り、浦安市民まつり、鎌ヶ谷市民まつり、勝浦魅力市など各自治体が主催するイベントに参加し、本市特産の落花生などをPRしているところでございます。

このほか、やちまた駅北口市のステージイベントとして毎年12月にはご当地キャラ大集合と題して近隣自治体のキャラクターにも参加していただいているところでありますので、今後も本市の活性化を図るため、自治体間の連携、交流は努めてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

続いて、この地域活性化には市民と行政職員との協働、連携も重要だと考えています。行政が主導する地域活性化の取り組みについて、地域活性化をさらに図るために今回のような千葉県が主催するようなイベントを八街市として主催・主導して、また継続的に開催ができないかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市で開催されました、先ほども答弁したところでございますけれども、地域クラウド交流会につきましては、八街商工会議所青年部の会員で構成するやちまた若者サミットが実施主体となって開催され、盛会のうちに終了されたものと認識しております。

また、本市においては、市民との協働による街づくりを進めているところでありますので、当面は実施主体の支援に努めてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。今回のイベントを通じてさまざまな方が地域活性化という共通の目的に集い出えました。そのすてきな出会いから福祉と医療及び農業との連携とか、和菓子と地元野菜、食をテーマとしたイベントでのコラボなど起業や今までにない事業連携が数多く生まれ、今も進み続けています。この交流会から生まれる地域活性化効果は計り知れません。特に行政執行部の皆様におかれましては、午前中の答弁にもありましたが、待つことなくアウトリーチ型の支援活動について強くお願いをいたします。

続いて、要旨（２）八街ブランドの発信についてお伺いをいたします。

①平成２８年３月に八街市への移住・定住を促進することを目的に、八街市出身のモロ師岡さんや前田優奈さんなどが出演をしている「無限大に広がる魅力 千葉県八街市」と題した八街市をPRするすてきなDVDが２千７００枚作成されたと伺っています。このDVDの活用状況と移住定住の問い合わせ等の反響についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の人口減少を抑制し、移住定住を促進する事業として、昨年度、国の地方創生の補助金である地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用し、市のプロモーションビデオを作成したところであります。プロモーションビデオにつきましては、配布用としてDVDを２千７００枚作成したところであり、配布先は東京２３区、各種報道機関、市内の保育園、幼稚園、学校や制作に関係された方々などに配布したほか、各種イベント等で活用を図っており、５００枚ほどの配布を行ったところであります。

また、千葉県印旛地域振興事務所からパスポート申請窓口の待合所においてDVDを放送したいとお話があるなど、反響をいただいているところでございます。

市のPR活動は、人口減少を抑制する重要な手段であり、PR用DVDを活用し、市の魅力を積極的に発信していく必要があることから、今後八街商工会議所を通じて市内各事業所での活用をお願いするとともに、市内外を問わずさまざまな方からPR用としての活用をしたいとの申し出があった場合には提供してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。５００枚、残りの２千２００枚の配布について、ぜひぜひこの八街市の魅力を発信していただければと思いますし、私も自らのフェイスブックページで八街市のホームページに貼り付けられているリンクを掲載したところ、他市町村の仲間から羨ましいという声も多々いただいておりますので、ぜひぜひこのPRについては、八街市全体で盛り上げていければと思っておりますので、八街市からの発信についても引き続きお願いをいたします。

続いて、②昨年度より八街商工会議所の飲食業部会が中心となり、八街生姜ジンジャーエールのボトリング事業が行われ、今年度も１万本が八街市からの１００万円の助成を受けて製造、販売されています。この八街生姜ジンジャーエール事業を今年度以降どのように進め

ていく計画かお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街生姜ジンジャーエールを製造・販売するにあたり、本年6月21日に八街生姜ジンジャーエール企業組合発起人会が八街商工会議所で開催されまして、企業組合の名称や出資金、発起人代表などが決められたと伺っております。

また、現在は企業組合設立総会に向けた準備を進めていると聞いております。なお、今後の方針などにつきましては、企業組合の中で協議を重ねていただくものと認識しております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。その企業組合が中心ということではありますが、八街生姜ジンジャーエールの販売開始以降、どのような、今まで行事とかイベントで販売されたりPRをされてきたのかというあたりお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街生姜ジンジャーエールにつきましては、昨年度試験販売として2千500本を製造・販売し、完売いたしました。また、本年度は1万本を製造し、6月14日から販売を開始したところ、既に7千本が販売されていると報告を受けており、好評を得ているものと認識しております。

なお、市では八街市推奨の店「ぼっち」で八街生姜ジンジャーエールを販売していることを市のホームページでお知らせしているほか、6月25日にJA千葉みらい八街支店で開催されたグリーン祭や8月20日に開催された八街ふれあい夏まつりの八街駅南口商店街歩行者天国会場において試飲を行い、PRに努めたところでございます。

また、毎月第2日曜日のやちまた駅北口市をはじめ、市内外のイベントに参加する際には、八街市推奨の店「ぼっち」に販売していただいているところであります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。さっきの8月20日土曜日、八街市における夏の最大イベント、第25回八街ふれあい夏まつりがけやきの森公園及び山田台コミュニティセンターで開催されました。当日は台風の影響もあってか、時折降雨があり足元が悪くなった中であっても、市内外から多くの来場者がありました。今年は2万2千人の来場があったと伺っております。この八街ブランドを発信する絶好の機会に、落花生をはじめ八街生姜ジンジャーエールの販売及びチラシの配布等の取り組みが見受けられませんでした。次年度に向けて要望をしておきたいと思っております。

また、現在のチラシでは、八街生姜ジンジャーエールがどこで購入できるのかわからないとの声も耳にしていますので、購入できる販売店等を明示したらいかがか、お伺いをいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

確かに、私も初めて担当ということで、夏まつりということで参加させていただいております。そうした中で、おっしゃるとおりそういうチラシ等販売しているお店がわからないとかそういうことがあったと思います。現在の事務局については商工会議所が行っておりますので、そのようなもろもろ要望、意見につきましては、市といたしましても来年度以降、ぜひそのことについては検討して実施をしていただきたいという旨をあわせて依頼したいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。今後もさまざまな行事、イベント等が開催をされると思いますが、大変その機会を通行活用しながら八街市全体で盛り上げていけたらなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後、④になりますが、食の安全についてお伺いをいたします。過去に起きた集団食中毒や品質表示偽装などによる食品事故は、住民の生命・身体を脅かし、かつ地域ブランド力の低下、さらには雇用喪失と地域にとって大打撃の結果を招きます。HACCAPシステムは1960年代にアメリカ合衆国で宇宙食を安全に製造するために考案された工程管理手法で、1993年にCodex委員会がガイドラインを策定し各国に普及をしました。日本では、1995年に厚生労働省の総合衛生管理製造過程承認制度が導入され、以降、ISO22000・FSSC22000等の国際認証が続きました。このような中、厚生労働省では平成27年度から食の安全を強化するため、食品製造・加工・販売営業許可を従来型とHACCAP導入型の2通りとして、2年後を目途に義務化する方針を示しています。農林水産省は2020年までに農林水産物の輸出額を現状の約2倍とする1兆円規模まで拡大する計画があり、東京オリンピックに向けても国際標準化を進めています。また、大手流通・製造企業では、ISO22000・FSSC22000などの第三者認証取得を食品製造・加工企業に要請をしています。

現在、日本の中小規模の食品製造業におけるHACCAP導入率は、約3割にとどまっています。このような中、八街市においては落花生や八街生姜ジンジャーエール等の製造・加工・販売を進める上でも、食品における安全の担保が不可欠と考えます。

そこで、当市における地域企業へのHACCAP等の普及に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

HACCAPとは、安全で衛生的な食品を製造するための管理方法の1つで、問題のある製品の出荷を未然に防止することが可能となるシステムで、事業者自らが積極的に実行することにより自社の製品の品質向上を図ることが目的となっているものでございます。現状HACCAPの取り組みは大規模店舗が中心となっております。

千葉県は、昨年度より県主催のセミナー及び相談会を実施し、中小規模の事業者に対して普及促進を図っていると聞いております。平成10年にHACCAPの導入を促進するため、

HACCP支援法が制定され、平成25年に中小事業者の食品の安全性向上の取り組みを後押しするため、同法の改正が実施されております。また、国は、食品事業者に対し、2年後をめどにHACCPの導入を義務化する方針であると聞いております。現状では、市の食品衛生に関する義務は食品衛生許可の更新の取り次ぎが主なもので、食品の衛生管理等につきましては、印旛保健所の管轄となることから、市ではHACCPに関わる事業は実施しておりません。

なお、今後市としてHACCPの普及促進にかかる国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。ちなみに、八街市内の食品製造・加工・販売に関わる企業で、HACCP導入やISO22000・FSSC22000など第三者認証取得を望まれる企業は何社ぐらいあるのか。

また、そのうち既に導入や取り組みをしている企業は何社ぐらいあるのか。もしも把握しているようであれば、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

申し訳ありません。ちょっとその辺は、現在資料の方がございません。申し訳ありません。

○小澤孝延君

ありがとうございます。食の安全については、生産・流通・消費のどれか1つがつかずいても深刻な事態となります。食の安全は、人が命を維持していく上でも最も重要な課題です。また、食の安全が担保されないと商談も成立もしません。

先にも述べましたが、過去に起きた集団食中毒や品質表示偽装などによる食品事故は、住民の生命・身体を脅かし、かつ地域ブランド低下、さらには雇用喪失と地域にとって大打撃の結果を招きます。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、世界各国より選手をはじめ関係者、観光客が訪れることとなります。八街市をPRするには絶好の機会となりますので、多言語表記とともにぜひ八街の食の安全が客観的に確認できる仕組みの早期導入をご検討ください。

以上をもちまして質問を終了といたします。北村市長をはじめ執行部の皆様の真摯なご回答に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で、やちまた21、小澤孝延議員の代表質問を終了します。

おはかりします。本日の一般質問をここで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日6日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでした。

(延会 午後 2時56分)

○本日の会議に付した事件

1. 八街市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
2. 一般質問